

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第二十八号

昭和四十七年五月十七日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 木野 晴夫君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 倉成 正君

理事 坂元 親男君

理事 中川 一郎君

理事 坊 秀男君

理事 村田敬次郎君

理事 森 美秀君

理事 吉田 重延君

理事 佐藤 綱樹君

理事 山中 吾郎君

出席政府委員

大蔵大臣 水田三喜男君

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 松川 道哉君

国税庁調査査察部長 齊藤 整督君

建設省大臣官房公用地課長 川口 平吉君

建設省計画局宅地部長 河野 正三君

建設省計画局宅地部長 関口 洋君

建設省計画局宅地部長 川上 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

建設省計画局宅地部長 幸郎君

自治大臣官房審議官 石川 一郎君
大蔵委員会調査室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

の価格を上げないようになら土地の供給をどうやってふやすかというところが、土地政策ということでは非常に問題になりました。そこで税のほうでも何らかの形でそれを誘引の効果といえますか、そういうものを考えていいという各方面からの声が非常に高まりまして、税制調査会の中におきまして土地税制についての部会を設けて、一年余りにわたって慎重に検討された結果、現在の昔から持っておる土地についての軽減措置、安くする措置、それから最近に至って取得した土地についてはむしろ税金を高くする措置というものを、四十四年度の税制改正で採用することにしていただいたわけでございます。

その当時から、制度をつくり出すときから、課税の公平の問題とこういう誘引政策の調和点をどこに求めるかということとは非常に問題でございまして、そういう制度を設けることによって若干課税の公平が害されるおそれがあるということはいわば覚悟しつつこういう制度を採用したわけでございます。四十四年度、四十五年、四十六年度、四十七年度と四十八年度は一五%で、四十九年度から二〇%の分離課税ということで、だんだんとこれになればなるほど若干ずつ税率を上げていくということにいたしました結果、四十六年度と四十七年度では税率に五%の差がございまして、いわばよくいわれておりますようにかなりのかけ込み販売が行なわれました結果、総体といたしまして、四十六年度の所得税の申告状況を見ますと土地の譲渡所得がたいへん急激にふえておりますし、ただいま御指摘にありましたように、高額所得者を拾って見ますと、所得の金額で見ます限り、御指摘のように上位百人を拾ってみると九十五人までが土地の譲渡に関連したものであるという結果になったわけでありまして、ある意味におきましては、それは予測された結果でありますと同時に、ある意味におきましては、いかに当初予測したものとはいえ、そういう政策的な処理が課税の公平上相当問題があるということをかなり明確に露呈する結果を来したわけでありまして、私もといたしましては、ある程度予測しておいたところとは申せ、ますます土地の問題は非常に深刻な問題になっております。経済財政政策の一種の基本的問題として非常に重要な問題になっておりますので、現行の所得税についての制度を変えるつもりはございせんが、さらに、別途土地を取り巻くものもの税制についてはしばしば申し上げておりますとおり、税制で何でもできるというわけではなく、税制は補完的な役割しか果たせないことはいふものの、そういう位置づけをしながら、なお今後土地問題は重大であるだけに何らかの方策はないものかということを検討を続けてまいりたいと思っております。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

たものとはいえ、そういう政策的な処理が課税の公平上相当問題があるということをかなり明確に露呈する結果を来したわけでありまして、私もといたしましては、ある程度予測しておいたところとは申せ、ますます土地の問題は非常に深刻な問題になっております。経済財政政策の一種の基本的問題として非常に重要な問題になっておりますので、現行の所得税についての制度を変えるつもりはございせんが、さらに、別途土地を取り巻くものもの税制についてはしばしば申し上げておりますとおり、税制で何でもできるというわけではなく、税制は補完的な役割しか果たせないことはいふものの、そういう位置づけをしながら、なお今後土地問題は重大であるだけに何らかの方策はないものかということを検討を続けてまいりたいと思っております。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

○大蔵委員 佐藤 綱樹君
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤 綱樹君。

として個人もしくは事業者の手に入るものであれば、中間においてデベロッパーなり何なりの手を経由することがあるというところはやむを得ないことでありまして、第一次的に土地を譲り受けた者が法人であるから、第一次的に譲り受けた者が個人でないからというところで評価すべきものではない、最終的にその土地が住宅なり事業用の土地になつておればよろしいので、そこが、第一次的な取得者が必ずしも建物を作る人ではないからといって直ちに非難されるべきではないという点がなかなかめんどろな点であると思つております。

○佐藤(観)委員 先ほど局長も、今度の新土地税制についてある程度、私も思うのです。つまり、この税制によつて土地の放出があつたことは事実だと思ふのです。ただし、問題なのは、私、後ほど分離課税の問題についても少し伺ひをしますけれども、問題なのは、この放出された土地がほとんど大企業の法人なりあるいはその中間の民間デベロッパーといふものです。そういうところについてしまつて、一体どういふように最終的な土地を必要とする人についているだらうかということが一番問題だと思ふのです。たしかに税制によつて土地の放出があつた、土地の供給があつた、これは事実としてあるわけですから、その意味ではこの新土地税制といふのはそれなりに効果をあげていゝと思ふのです。問題は、いま基本的な問題であるいわゆる宅地の造成に放出された土地が役立つかどうかということだと思ふのです。

そこで、建設省にお伺ひをしたいと思いますけれども、いわゆる現在土地の動きと申しますか、売買の動きですね。これはおたくのほうではどの程度の資料がございますか。

○関口説明員 私どもは土地の売買に關しまして全国的にまとめた資料というのは持ち合わせておりません。全国的にまとめたものとしては、売買の件数だけでございますが、法務省に登記関係の調査資料がございます。私どもとしては、個別

的にその担当と申しますか、東京周辺の宅地の需給関係を主として調べておる、こういう状況でございます。

○佐藤(観)委員 さらに突っ込んでお伺ひをしたいのですが、それは建設省として調べる必要がないといふことなのか、それとも調べる手だてがないといふことなのでしょうか。

○関口説明員 土地関係の資料につきまして統一的なものがないので、いろいろ私どもとしましても事務執行上不便を感じておることは事実でございます。ただ、土地の売買の關係につきましまして、いろいろ正確にこれをフォローしていくといふことになりまして、機構、人員、それからどういふことを主眼としてやっていくか、その辺につきましましてまだ解決すべき問題が残されておりますから、まだ先生御指摘のような全国的な統一資料を作成するに至つていないような次第でございます。

○佐藤(観)委員 私もこの前大蔵大臣が来たときに少し触れましたけれども、現在第一部上場の法人が持つてゐる土地といふものが、全国合わせますと京都府ぐらいの面積がある。これはもちろんいゝゆる製紙工場なんかを持つてゐる山林も含めてですけれども、京都府ぐらいある。大体日本の面積の平地面積といふのですか、そのくらいと同じくらい持つてゐるということ、たいへん大きな面積を法人が持つてゐる。しかも、住宅難、あるいは政府が財政投融資をしよう、あるいは景気回復のためにいろいろな設備をつくらうといつても、まず土地だといふことで、何をやるにしても土地がないことにはできないわけですね。その意味において、現在土地の売買と申しますか、土地の移動と申しますか、これがどういふ実態になつてゐるかといふことがわからぬどうにも政策を立てようがないように思ふのです。これはどうなんですか。さらに前に進めて、今後何らかの形で全国的な調査をしようとする方向なのか。いま人員あるいは制度その他の問題、私は後ほど――

法人が土地を買つてもこれは分離課税になつておりませんから、なかなか売買というものが表へ出てこない。法人の決算書だけではわからないといふことで、なかなかわかりにくい部分もあるのだ、これも後ほどお伺ひするわけなんです。どうなんですか、建設省としては、そういう全国的な土地の保有、移動について、これからさらに調べていこう、あるいは統計をつくつていこうという方向にあるのですか。

○関口説明員 昨今金融緩和というふうなものを背景とした土地の買い占めが盛んであるといふことがいろいろ報道されておることは事実でございます。そういう観点から、法人の土地の実態につきましまして、最近でございますが、一、二部の上場会社あてにアンケート調査の形でいま着手いたしております。また東京周辺のいろいろの土地の売買、こういうものにつきましましては昨年来調査に手をつけております。そういうことで、私も全然放置しておるわけではございません。いろいろの手だてを尽くして調査をいたしております。ただ、しかしながら、全国的な取引がどうなつておるかといふようなことにつきましましては、まだ十分お答えするような調査を実施してない、こういう状況でございますので、御了承をお願いいたします。

○佐藤(観)委員 私もおたくの宅地部から四十四年分の土地保有移動状況調査といふのをいただいております。わけなんですけれども、これは東京都下の調査ですね。この調査の件数が四万九千四百四十一件ですね。かなり大きいわけですね。これは、これは地域的には東京の区部及び島部を除く三十二市町村といふことなんですけれども、一応とにかくその部分については調査が出てゐるということのようですね。私も、私が伺ひたいのは、この議論ばかりしていてもしょうがないのですが、どうなんですか、さらにこれを全国的な規模で調査をしていくような方向にあるのですか、それともいままでなかなかそこまで手が回らないといふことなんですか。

○関口説明員 先生からお話のございました四十四年につきましては、東京の区部を除く俗にいう都下を対象にいたしております。それから四十五年にはさらに若干広げまして、東京に隣接するいわば宅地の取引の事実上盛んと思われるようなところまで含めて調査対象にしております。それらの経験を踏まえましてこれを全国的にどういふふうに進めていくかといふことを検討しておるのが現状でございます。

○佐藤(観)委員 その検討してゐるというのはいつごろの目安を立ててゐるわけですか。もう土地問題といふのはずいぶん前から叫ばれてゐるわけですね。それで一体検討してゐるというのはいくらの先の話なのか。

○関口説明員 先ほど来申し上げておりますように、私もといひまして、土地の取引の実態につきましまして、部分的ではございますが、いま御指摘のような資料でもって当面の解明には必要最小限のものはそろえておる、こういうふうな考えでおります。ただ、今後さらにそれを広めまして、より調査の精度を期すと申しますか、こういう観点から今後なお検討を進めていきたい、こういうことを考えてゐる次第でございます。

○佐藤(観)委員 それでは少し問題を、観点を交えて、また最初の話に戻したいわけですね。先ほど申しましたように、確かに土地は放出された。しかし問題は、その土地を買つた人がどんな人かといふことが問題だと思ふのです。これはここに出されたのは四十四年ですから、先ほどの四十六年度の所得審付と直接には関係ないのですけれども、おたくの資料を見ましても、面積でいって買取りの四四・七％が民間法人であるといふことで、今度の所得審付に出た土地の売買についても、買つてゐるほうはほとんどが民間の法人であるといふ結論をはたして出しているのかどうか、その辺は主税局長と建設省のほうで、ではどういふふうな土地が買われているといふふうな考えられていらつしやるのか、その点いかがですか。

○高木(文)政府委員 ただいまの点は、私どものほうも必ずしもあまり的確な資料を持っておりま

せん。ただ、参考までに申し上げますが、昭和四十四年分の譲渡所得につきまして、土地税制を検討する材料として前に調べたことがございますが、東京近郊にありますところの五つの税務署でサンプル調査をいたしたことがございます。五つの税務署の譲渡所得について、約二十分の一の抽出で調査をしたことがありますが、そのときの結果によりますと、人数では全体が調査対象の人数が二千人ほどでありまして、譲り渡したほうが二千人、譲り受けたほうがやはり二千人になるわけですが、譲り受けた二千人のうち、約千五百人余りが個人で、法人が五百余りということ

で、人数では圧倒的に譲り受け者は個人が多いのでございまして、面積でいいますと法人のほうが大体六割を占めるという形で、つまり法人は当然のことながら資金力が強いということでありまして、単位の大きなものを法人が買っております、そういう結果が出ております。四十六年度分についてはどういふことになるかについては、まだ申告があった段階だけでございますから、現在のところは把握をいたしておりません。少なくともいわゆる高額の所得者の表に出てくるような大きな場合というのは、一件当たりの取り扱い金額が大きいわけでございますから、個人ではなかなか資金繰りがつきにくいという、金融力を持たないということもあつたので、非常に多くの場合が法人によって買われておるといふことがいえるであろうと思われれます。

○佐藤(観)委員 大蔵省の資料によつても、面積からいふと法人のほうが百四十六万平方メートル、これは先ほど局長が言われた資料ですが、個人の場合が百九万平方メートルということ、百五十対百という大体の比率になっているわけですね。

もう一つ、建設省のほうにお願いという要望しておきたいのですけれども、これから土地という問題がますます重要な問題になってくるのに、資料にしても、二十分の一の抽出で、件数が合計二千二百ぐらいなわけですが、これも地域

的には東京近郊の八王子、神奈川、松戸、川越、春日部という地域ということ、全国的な政策を立てるといふことになると、どうしても全国的な土地の行き来というものがどうなっているかという資料が必要になってくるので、ぜひともこれは早急に何らかの対策を立ててもらいたい、そういう調査の手だてを打ってもらいたいということ、強く要望しておきたいと思つております。

いま申しましたように、面積からいふと大体百五十対百という形で、法人のほうが一倍半ぐらいの面積を買っているということなわけですが、そこで私は、まず分離課税の問題なんですけれども、個人が法人に売った場合、たとえば個人が銀行なりあるいは大手の不動産業なりあるいは鉄道関係のところなりというところ、つまり最終需要者じゃないところに売った場合については、これは分離課税をやめにして、この場合には総合課税にすべきではないか。つまり分離課税の精神というものは、土地を放出させるというための政策ですけれども、しかしそれが結局最終需要者に結びつかない場合には、この土地税制としては生きてこないし、これは分離課税の落とし穴じゃないかと私は思うのです。今度の四十六年度の所得申告の場合の問題にしても、最終需要者に行くか行かないかは別としてとにかく土地を売った場合には分離課税になっているというの、これはやはり、この新土地税制をつくった本来の目的からいふと、はずれていっているのではないかと思つておられますが、その点、局長、いかがですか。

○高木(文)政府委員 私は佐藤委員の御意見に多少異論があるのでございます。四十四年以来、どういふわけで分離課税にしたかというの、先ほど申しました基本的にはなるべく安い価格で大量に供給が行なわれるようにということが基本的な考え方でございますが、それと同時に、宅地が虫食ひ状態になって供給されるのは非常に困る、むしろある程度まとまった形で供給されて、住宅地が地域としてある程度整備されていくことが望ましいという見地からいたしますと、累進税率でいき

ますと、土地を団地として持っている方がそれを売る場合に、毎年少しずつ切り売りをしていかなければならないということになるので、従来の総合課税、そして累進税率ということになりますと、どうしても売るほうは部分部分を区切つて売っていく、こういうことになります。そうすると買うほうは面積が小さいわけですから買いやすいということになるかもしれないけれども、そのかわり非常に無計画に売られていく、こういうことになっていくわけでありまして、宅地をつくっていくという見地からいたしますと、むしろ、これは建設省さんのお考え方にもよりまして、やはりある程度の団地ができていくということが望ましい。これはいろいろな計画を進める上においても、上下水道とか道路とかの計画等の関係からいっても、やはりある程度の団地ができていくというほうが望ましいと思えますならば、団地がまとめて供給されることが望ましい。そうだとすれば累進税率では無理なので、分離で、比例税率、こういう考え方がとられたわけでありまして、

そこで、そうなりますと、しかし今度は買い手のほうからいいますと、まとめてはとも買えないわけですから、だれかがそれを一括して買い取つて、それをある程度区画をしたり造成をしたり、あるいは道路なり若干下水道の整備なりをして、そしてこれを売り出すという形になるわけでありまして、第一的にはいわゆるデベロッパーや、先ほどちょっとお触れになりました鉄道会社等にそれが売られましたも、そういうところが何か異常利益を得てそれを販売するということ、でなしに、常識的な価格でもってそれが宅地として造成されて売られていくのであれば、これは初め制度を考えましたときに予測したところに沿つたということになるのであらうと思つております。

問題は、御指摘のように、家を建てようとする人でなしに、第三者の人、特に法人がそれを買つてしまつて、しかもそれを長年保持しておつて値上がりを待っている、そういう状態が非常に好ましくないということではないか。しかし、そういう保有をしてずっと持ったままの状態であるかどうか、それから、買った人が本来趣旨としたとおりそれを宅地として直ちに供給するかどうかという差異によって、最初に売った人の税金の額が動いてくることは、これまで問題がありませんので、おっしゃる通りに、売った土地が売つた先で直ちに宅地になれば分離課税でもいいけれども、そうでない場合は分離課税を適用しないというの、売った人の土地がうまく直ちに宅地にならなかつた場合には税金が重くなるということになりますという、これはちょっと売つたほうの人にとつて過酷になるのではないかと、いろいろな関係がありまして、直ちに宅地になつたか否かにかつてのこと、で区分して、分離課税か総合課税かというこの選択をするというものは、これはちょっと無理ではないかというのが私どもの考え方でございます。

しかし、いづれにしましても、もしそれが本来の趣旨に反して非常に長年の間値上がりを持って持っておるというような状態は、これはいかに困ることであるので、この点につきましては、そういう状態が非常に多いということになつてまいりますならば、大いに考え直さなければならぬということになつてまいらうかと思つております。

○佐藤(観)委員 最後に局長が言われた無理だといふのは、課税技術上ですね。たとえば何年に売つた、それで法人が土地を買つた、その後三年たつてもつくりたくない、五年たつてもつくりたくない、したがつて、これは分離課税を適用したけれども、もとへ戻して総合課税にするというふうなことは、これは事実上無理だと思つておられます。たとえば銀行がこんなところに大体店ができるはずないというふうな、明らかに——たとえば銀行に限れば余つた資金を土地に投資をしておくというふうなこと、あるいは鉄道でも、鉄道といっても鉄道自体ではなくして、別個に不動産をやっている部分がありますね、これはまた話は別だと

思うのです。不動産の部分あるいは普通の不動産業、これが宅地造成をするための部分について、これはもちろん第一段階が一つ入るわけですから、これは近い将来に宅地になるわけですから、これは私は分離課税という考え方ではないと思うのです。ただ、売るほうは分離課税にした、土地を放出した、しかしその結果において、法人が余った資金で買っておいて、そしてそれが土地の値上がりを持っていてという状態がいま一番問題なわけです。

しかし、本来分離課税の精神というのは、局長が最初言われたように、一つは大きく土地を買い、もう一つは、私に最初、これは共通の土地問題というものの話のベースだと申しましたように、宅地がでる、あるいはほんとうに企業が設備をする場合に必要ない土地が買えるという考え方と違うのです。その意味で、分離課税の考え方というのはそういうところから来ているところから考えますと、値上がりを持っていてその法人が、直接その土地を持たなくても営業できる部分についてまで分離課税を適用するということは、これは分離課税の考え方からいってどうも合わないのじゃないか、これは、実際の徴税上はなかなかいろいろな技術的な問題も出てくるかと思ひますけれども、考え方としてはそういうふうな考えをすべきじゃないか。

とにかく分離課税にして、持っている人は土地を放出しやすくなった。しかしその結果が今度は余っている土地が、しかもその部分の土地を持たなくてもいい法人に行ってしまった、何ら宅地造成の部分に回ってこないというのでは、これは分離課税というものが、半分は、土地を放出させたという分では生きていけるけれども、本来のもう一つ大きな目的の部分には合致していないじゃないか。これは異常に、土地を持っている人に、非常な優遇措置を与える形になっている。税の公平性からいってもおかしいのではないかと思ひます。その点いかがでしょう。

○高木(文)政府委員 土地に関する税制の問題

は、いろいろややこしい問題がございますが、ただいま御指摘の、法人が土地を買取った、本来ならばそれはすみやかに宅地造成なり何なりをして供給されることが望ましいにかかわらず、それを供給せずに、じつと持っておいて値上がりを持っておけるというようなことは、たいへん社会的正義感と申しますか、そういう意味からいって好ましくない。それを何か抑制する方法はないかというところであります。やや私の思ひつきのようなこと、恐縮ではございますが、そういうことを何か考えないと、実は最近の金融緩和というところとの関連上、法人が資金を比較的安易に調達をしてきて、土地をどんどん保有するということが行なわれやすくなってきた状態からいまして、何らかの対策がどうも必要ではないかという気がますますしてきておるわけでございます。

それはどうしたらいいかということになりますと、いま御指摘の譲渡所得の課税の問題とはまた別に、法人の保有している土地についての一種の保有課税の問題としてどう考えたらいいかという問題に、どうもなってくるのではないかと。つまり、片一方で法人の財産を考へてみますと、法人は、非常に多くの場合は金を借りて土地を買っているものと思ひますが、その借りておりますところの金利と土地の値上がりというもののとのスプレッドを考へながら、そしてもう一つはその土地についての保有課税、つまり固定資産税の額というものを考へながら、値上がり益と販売の時期をねらっておくということになるのだらうと思ひますので、そこで金利負担と保有課税負担との関係から、その企業の判断というものはきまってくると思ひます。そこで、一般的に現在保有課税、つまり固定資産税の評価というものはきまっておりますけれども、もしそれを特に抑制をする必要がある、あるいは税の働きを使って押し出すといひますが、放出を促進する必要があるというのとが、考えられ得る一つの道ではないかというふうに考えられますけれども、実は現在固定資産税

の仕事は地方公共団体の仕事でございますし、その全般的な仕事は自治省の仕事でございますので、ちょっと私もあまり踏み込んだ意見を言ひにくいわけでございますけれども、しかしそうはいっておれませんので、私も最近の現象からいいますと、法人が持っておりますという土地の保有課税問題に少し首を突っ込んでみるなければいかぬというふうな感じを、まだ現在の段階ではやや私の個人的見解のようなものでございまして、そこに問題が一つありはせぬかと思ひております。

○佐藤(銀)委員 どうも少し問題がはぐらかされたようですが、さっき話が出たので、その話をちょっとやりますと銀行局のほうは終わりますので、その問題に触れておきたいと思うのですけれども、いま局長も言われましたように、金融が緩和してきているところで銀行が、これも実はあまりこまかい統計というとは出てないのですけれども、非常に銀行の持っている土地というものは、単価にしては、簿価にしては優良の土地を持っている。総面積ではたいしたことないですけれども、非常に都心のいいところを持っているような資料が出ています。あるいはお話を聞いたところでは不動産業に対する銀行からの融資、こういう土地がたいへん問題になっているときなので、これをなるべく押さえるように銀行局として指導をしたという話を散見したのですけれども、これはいろいろ考へてみるとむずかしいと思ひます。思ひますけれども、しかし私が先ほど申しましたように、銀行が将来銀行を建てる部分でないところに土地を買って、それがまた値上がりを持っていて、というふうなことは、これは銀行法のたてまえからいってもおかしいだらうと思ひます。が、具体的に銀行局として銀行の土地所有あるいは不動産業に対する銀行からの融資をチェックするという方向があるのかないのか、どうでしょう。

○松川(明)委員 お尋ねの第一点、銀行自体が土地を持つというケースでございますが、これはたとえば担保流れて土地を持つというふうなことが

ございまして、これは本日の御審議とはちょっと関係がないと思ひますので別におきまして、そのほかの場合で、私も金融機関を指導いたしますのに土地を取得していいと言っておりますのは、店舗自体の用地、職員の宿舎、職員の厚生施設、こういったものに限りております。そしてそれ以外のものにつきましては、私も資産内容の純化と言っておりますが、検査のときにあればこれを処分するよう指導いたしております。したがって、銀行自体が不当に土地を持ち、または将来の値上がりを見込んで土地を持つということとはしないものと考え、またその線で指導をいたしております。

具体的に、ただいまお尋ねの、銀行の土地は非常に高いという御指摘がございましたが、これは私も金融機関の店舗行政についてという通達を出しておりますが、その通達の中で「新設店舗の規模等」という欄におきまして、「店舗新設に伴う土地取得については、いやくも地価上昇を主導することのないよう充分留意せざるものとし、取得価額が不当に高額であると認められる場合には、たとえ内示後であってもその店舗の設置を許可しないものとする。」という通達を出しております。店舗が新しくできるとき、周辺の地価を不当に上げることがないよう極力配慮いたしてきておるところでございます。

次に、不動産業に対する融資についての御質問でございますが、ただいま銀行局が指導をしておりますやに聞いておる云々とおっしゃいましたのは、私も現在金融機関から一連の聞き取り調査をやっております。この聞き取り調査の趣旨は、金融が非常に緩和してきておる、そのときに各金融機関の融資態度がどうあるべきか、またどういうふうな指導していくべきかということに頭を置きまして、たとえば貸し出し金利の引き下げの状況であるとか、ただいま問題になっております土地の関係であるとか、株の関係であるとか、こういうものを総合的に聞き取り調査をいたしております。そこで、総合的にいたしましたあとで所感を

申し上げるのが筋かと思いますが、ただいまその中間的な感じで申し上げても、土地の取得というのは非常に種々な形態がある、個々のケースによってその評価自体も違つてようかと思ひます。そこで土地についてはあるいはもう一度この総合的な聞き取りをやったあとに、もう少し具体的にまた焦点を絞つた聞き取りをやるうかというのを内々考えておる段階でございます。

そこで、ただいままでに判明いたしましたところで御参考になるかと思はれる一、二のことを申し上げますと、たとえばいわゆる都銀と申します上位の銀行でございますが、その中でさらに上位の例をたゞいままでに集めましたところでは、本年の二月末の残高と前年の二月末の残高を比べますと、約二三％貸出しがふえておりますが、不動産及び建設業に対するものはその間五三％の伸びを示しております。これはまだ中間の計数でございますので、将来全部まとめましたときには、違つた数字が出てくるかも知れませんが、大きな線としてはやはり不動産業に対する融資が相当貸し進んでおるといふことは事実であらうかと思ひます。ただ貸された金が全部土地の取得の代金に回るわけではございませんが、これも感じでございますが、大体五分の一程度が直接の土地の購入費に充てられておるのではなからうか、このような印象をたゞいま持つております。

そこで第一次の聞き取りが終わつた後、またさらに第二次の聞き取りが終わつた段階で、私も一体何が出来るだろうかといふことを現在頭に置きながら聞いておるのでありますが、私ももととしてこれはやれるといふことは実のところまだはつきりしためどは持つておりません。ただ聞き取りの途中で非常に悪質なものが出来れば、悪質というのには御指摘のように地価の値上がりを持っておるようなものに対して巨額の融資をするというようなことがあれば、これは何らかの形で是正を求めるつもりでありますが、ただいままでのところ、はつきりこれはそうだと断定できるケースはございません。もう一つ言えることは、私も

そうやって金融機関の総合的な聞き取りから、さらに土地についてはもう一度やるうかということを考えておりますので、その聞き取り調査をやつておること自身が間接的に金融機関の土地に対する融資態度が非常に公共性を帯びたものになつてくれることを私も心から願つておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 銀行の部分についてはわかりました。不動産業、建設業についての部分ですけれども、これは松川さん言われるように、なかなか私はむずかしいのだと思ふのです。つまり資本主義の社会である以上、銀行がもうかるところにお金を貸すのは当然なことなんです。ですから、非常にむずかしい問題だと思ふのです。私が言つてゐること自体、最初の結論からいいますと非常に矛盾をしてゐるのですけれども、しかし実際のところ銀行がもうかると思つたところへ金を貸すのはあたりまえのことなんです。なかなかこの部分でチェックをするというのは、実際上は銀行局がはたしてそこまで立ち入れるかということになると、これはなかなかむずかしいことだと思ふのです。実は私自身が言つてゐることは非常に矛盾をしてゐることなんですけれども、ただ何といつても金融緩和のときに、いま銀行は金を貸し出したくて貸し出したくてしょうがないときです。それから、そういう面からいくと非常に率のいい不動産業あるいは建設業について大幅に貸し出しているだらう、あるいは聞き取り調査をしてゐることがチェックになるというところは幸ひですけれども、私はこれはあまり正直のところ期待できないと思ふのです。銀行がもうかるというところにお金を貸すというのは、これは銀行も商売ですから、私は銀行の肩を持つわけじゃないけれども、この面から実際にはチェックというのはなかなかできにくいんじゃないか、私自身そういうふうな考へてゐるのです。もう少しその動静がわかりましたらまたいろいろ考えさせてもらいたいと思ふのです。銀行局はけっこうでございます。

それでまた話を戻しますけれども、先ほどの法人については、直接住宅をつくる部分でない法人が土地を買つた場合に、売つたほうの分離課税の優遇措置というものははずすべきではないかという私の考へですけれども、高木局長のお話では、売つたほうの相手によつて、売つた人の課税の形態が変わるといふのはおかしいのではないかと考へておるのです。

○高木(文)政府委員 売つたほうの形態によつてということもありまして、同時に、つまり買つたほうがそれをどう処理するかということによつて売つたほうの課税が変わるといふのはおかしいというところは、同時に、買つたほうがそれをどう処理するかということが売つた時点ではわからないで、しばらく時間の経過を見てからでなければわからない。土地といふものは、造成とかそういうことが起こるものですから、ある時間経過したあとでないと、それが有効に使われたかどうかかわからないという、その時間の経過という問題があるために、一そう事例を複雑にするということでございます。

○佐藤(観)委員 そこで私は、個人の場合は、個人でも非常に大規模なことになるば少し話は別ですが、個人はこの際において、法人の場合に、いわゆる民間デベロッパーと呼ばれておるたぐいのものについては、これは本来、最終需要者というけれども、最終需要者が全部土地の造成から建物をつくることからするといふことは、現状ではできないと思ふんですね。しかしその間に民間デベロッパーといふものが入つてくるというところで、民間デベロッパーについては売つたほうも、宅地が何年後にできるか、それはそこまで週及してしまつたら、局長の言われるようになるから、それは無理だと思ふのです。ただし、そこには、本来土地をその地域に取得する必要のない業種といふのはあると思ふんですね。それについては、私に言わせれば不動産業を除く他の業種、もちろんこのごろは鉄道なんかでも民間で土地の造成をしたりしておりますから、それはおそらくた

いては不動産部というのがやっておりますから、そういうものの以外の最終需要者に結びつかない。つまり、ただそこに土地を買つておいて、値上りを持つといふものに対してまで分離課税の恩典を与えるといふのは、これは分離課税の本来の考へ方からいつておかしいのではないかと考へておるわけなんです。ですから、私はその場ですぐ土地が造成になる、建物が建つ、これは無理だと思ふんです。ただし本来そこに土地を買つたては何か分離課税の恩典を与える必要はないのではないかと考へるのですが、もう一度いかがですか。

○高木(文)政府委員 その点になりますと、もう一つのアプローチのしかたとしては、買手の資格とか要件によつて若干の差をつける方法がある得るかどうかということになつてくると思ふんですが、そこでその手がかりになりますのは、宅地建物取引業法というのがあります。宅地建物取引業を営もうとする者は、「都道府県知事の免許を受けなければならない。」ということになつておるわけでございます。

そこで、宅地建物取引業法による免許を受けた業者に売つた場合と、しからざる場合で区分するといふような方法があり得るかどうかというのが一つのアプローチの方法だと思ふのですが、ところが、この宅地建物の取引業法による免許というのが何か相当強い免許になつておつて、そうして非常にいわば公益的といつてはことばがあれですが、全く単に営利のみを追求するといふことではないに、何か宅地供給のためにある程度、ことばは悪いのですが、公益的精神で営業する方についてだけこの免許が与えられるというふうな形になつておつて、そうしてそういう業者について一定の指導監督がかなり強い程度で行なわれるというふうなことの法制にでもなつてくれれば、また一つの何か税の上でそれを足がかり、手がかりにしてやつていく方法があり得ると思ふんですが、この点は従来から建設省との間でいろいろ議

論をし、ある意味では議論が分かれてしまつておる点なんですけれども、現行法上あるいはまた現行法の運用上、現在私どもから見ますと、宅地建物法の免許の運用あるいは法律上の制度の立て方が、税法上区分をするにははつきりしてないといひますか、区分ができてないという感じでございます。この免許を一つの手がかりにして仕分けをするというのには、ちょっとまだこの法律のたてまえが不十分であるというふうに私もは考へるわけでございます。

そこで、かねがねデベロッパのようなものに対して売場と、そうでない場合とを仕分けるとか、あるいは法人について現在の個人と同じように、土地の譲渡による法人の所得について他の所得と分離をして、ある部分については重く、あるいはある部分については軽く課税をするという方式が考へられないかということも絶えずいわれておるわけでございますが、この点につきましても同様、法人というのはどんな事業もできるわけでございますので、その法人の中でいかなる法人についても全部課税をしてしまつと今度デベロッパが困りますし、優良といひますか、きちっとしたデベロッパだけに別扱いにするということが非常にむづかしいところ、その辺でひとつ行き詰まつておるといふのが現状でございます。

○佐藤(鶴)委員 せっかく話がここまでいったので、法人の保有している土地の問題ですけれども、これも確かに最終需要者というのとは、一体どこまでを最終需要者といふたらいひのかという考へもあると思ひますけれども、とにかく個人がその土地を買つて宅地をつくる場合、あるいはいま目安として宅地建物取引業法にいうところの不動産業、これが宅地造成を行ない、住宅をつくる場合、こまかい概念規定はいろいろあるにしても、とにかく頭の中に描かれる最終需要者というのは私はそういうものだと思うんですけれども、法人が持っている土地をそういうところに売つた場合には、これは私は分離課税にしていひんじや

ないか、法人の場合にそういうところに売つた場合には法人の譲渡益、譲渡所得について分離課税にしていひんじやないか。法人を分離課税にすることについての利便というのとは、一つは先ほど私も申し上げましたように、とにかく土地の資料がないわけですね、どういふふうな土地が動いていくかという。その部分で法人本来の業務から出てくる益と、それから全然そういふ遊ばして土地を売つたことによつて得た譲渡益、譲渡所得、これとの合算でそのまゝになつていくというところは、土地問題についてまず資料を得るのに非常に得にくいし、それから政策の面からいひても、法人のそういう土地を吐き出させるという意味においても、ひとつ分離課税を考へる必要があるんではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 法人の所得についても、個人と同じように一種の分離課税制度を設けてはどうかということとは、かねてから御指摘もございまして、四十五年に税制調査会で前の土地税制部会のメンバーでありました方々、先般当委員会に参考人として御出席になりました稲葉先生あたりにまた再び臨時に税制の委員になつていただいて、そして土地にかかる法人所得課税の強化ができたかどうかということに當時議論していただいたことがございまして、議論していただいたことがございまして、その段階では、結論的には先ほど申しましたような、どういふ土地あるいはどういふ法人についてだけ仕分けをするかというあたりがなかなかきめかねるということから、結論が出ないまままで終わつておるわけでございます。

ただ土地問題は、これを検討していただきまして四十五年当時と比べて、この答申といひますか検討結果が出ましたのは四十五年の十月でございますから、それからまた約一年半余りたつておりますし、その間において土地問題はさらにまた事が深刻になってきておりますので、まだ私も最終的に腹をきめておるわけではございませんが、なお法人の土地課税問題についてはい

ま一度あらためて検討すべきかどうかということをお考へしているところでございます。

○佐藤(鶴)委員 それからもう一つは、これはよく言われることですけれども、問題なのは遊ばしている土地を利用しないのでそのまま置いておく、値上がり待っている、このことが問題なわけですね。考へ方として、使わない土地に対して未利用地税、使用しない、利用しない未利用地税、あるいは固定資産税を重課する。あるいは私もこの前ちょっとあげましたように、再評価税というのを、これは過去三回やりましたけれども、もう一度ここで全部清算するために再評価税をして、払えない部分については土地で供出をさせるというふうな、かなり強引な手も考へ方としてはあるだろうと思ひますけれども、ここで問題は、一体、利用している土地、利用してない土地といふのはどういふものだろうかということが非常に問題になつてくるわけですね。これはこの前大蔵大臣とも再評価税の問題を言つたときにも、いわゆる遊休地とは一体何だろうかということが、非常に判定がむづかしいことだつたわけですね。けれども、自治省の方、いらしていただけますか。固定資産税の場合に、たしか固定資産税では、遊ばしてあつても、あるいはその上に建物が乗つていても、これは評価は一緒だつたと思ひますので、これも、この固定資産の部分から未利用地税といふような考へ方といふのは具体的にできるのかできないのか、判断ができないのか、徴税技術上できないものなのか、その辺はどうでしようか。

○石川説明員 固定資産税は、御承知のように固定資産に對して収益力を表現するものと見られる。したがらして、固定資産税の現在の性格から申しますれば、同一の資産価値のあるものについては同一の税負担を求めていく、こういう考へ方の上に立つておると思ひますので、こういう考へ方土地を利用していないでも同一の負担を求めていくということでは、土地を利用していないからさらに重課していこうということにまで

固定資産税の性格上いけるかどうか、その辺のところは一つの問題にならうというふうにお考へております。

それから同時に、いまお話のございました未利用地といふものの範囲を具体的に、客観的に、しかも市町村の段階で簡単に区分けができるかというふうな、課税技術上の問題も非常にむづかしいということもございまして、御承知のように、税制調査会におきましても未利用地の問題を検討いたしました際に、いろいろな土地利用計画とかその他の問題もございまして、同時に課税技術上の問題が非常にむづかしいといふことでもございまして、これは市町村の段階で判定させるというのには、それだけの具体的な基準なり環境といふものができておりませんとむづかしいのではなからうか、こういうふうにお考へるわけでございます。

○佐藤(鶴)委員 いま市町村の段階でいふふうにお断わりになりましたけれども、それは自治省としてだからいふふうにお断わりになったのか。あるいは判断の基準を示せといふことですが、けれども、おそらくそれがなかなかできないだらうし、たとえば隣に空き地があつたとしても、く一本といふか、あるいは土台だけある程度つておけば、これは利用しているのだと言われてしまふはそれはそれでよいといふことになつてしまふといふことで、もう少し徴税技術上、固定資産税の問題はわかりました、固定資産税の考へ方からいひますとそれはできない。じゃ、未利用地税といふことを考へた場合に、具体的にどういふふうな概念だといひても、確かなかなかいひづらくは思ひますけれども、これは市町村の段階とお断わりになったけれども、そういうことではないといふことでしやうか。

○高木(文)政府委員 土地税制のあり方についての、ちょっと古くなりますが、四十三三年七月の答申のときに、いま御指摘の空地地税、未利用地税、高度利用促進特別税といふようなものが考へられないかといふことについていろいろ検討した

過程がございます。その段階では、御指摘のように必ずしも地方公共団体が課税主体になるということだけを前提にしないで、国または地方公共団体のいずれかが課税主体になることを前提として、一体これら空閑地税等の新税の課税の対象とするべき土地というものの判定ができるかどうかという点をこまごまと検討されておるのでございますが、結局どうも現行の法制のもとにおいては何がいわば空閑地であるか、何が未利用地であるかということの判定をすることが技術的に非常に困難だということで、他のいろいろの法制上、そういう制度を設けるについては税以外の法制というものが何かあって、そしてたとえば敷地と建物の関係ではどのくらいの割合であるべきだとか何とかという点についての基準なり何なりがあるとかいいう基準ができてこないとなかなか空閑地の判定はむずかしいのではないかとということで、当時の段階ではまだそういう新税を起すのは無理であるという結論になっておるわけでございます。

○佐藤(銀)委員 宅政課長さんが他の委員会もあるようなので、ちょっとお伺いをしておきたいのですけれども、いま大體論議しましたように、税の部分からいきますと土地行政、土地問題というものはなかなかむずかしい。私も本来税制というものはある政策を誘導するものであって、税制だけで土地問題は解決できないと思っているわけなんです。もう時間がありませんか、ざっと申し上げますと、たとえば土地公社というようになことを考えまして、これもあとで時間があればお聞きしたいのですが、公示制度の問題がありますけれども、とにかくそういう国である価格をきめて、その土地公社以外、しかもその価格以外にはもう売れないというふうな、かなりこれは憲法問題ともいふんいろとからんでくる問題かも知れませんけれども、そのくらのことを考えないと、これは地域開発の問題からいってもどうにもならぬのじゃないかという気がするわけですね。建設省としては、この宅地に問題を限れ

ば、一体どういうふうにしていくとするのか。いま申し上げましたように、税というのはあくまで補完的なもの、誘導的なものだと私は思うのです。それ以前にやはり土地の売買について、土地造成、宅地供給というものがスムーズにいくなかならなければならぬ、土地公社というのですね。私が申し上げているのは、土地公社のような、そこを通してしか土地の売買というのはいないというふうな、かなり強い権限のものを考える必要があるのじゃないかというのが私の考えですけれども、建設省のほうはいかがでしようか。

○関口説明員 土地問題を解決する場合に、税制のみによって解決することは困難だということ、御指摘のとおりでございます。私どもの考え方としては、土地問題の発生が、人口、産業のありきたりの文句でございますが、人口、産業の大都市集中というもののから惹き起されたという面もございまして、そういうものの抑制措置、さらには人口、産業の積極的な分散、こういうものがまず必要でございます。それと同時に、先生御指摘のような、現実の宅地需要の要請にこたえるための宅地供給、これも大きな柱でございます。こういうものと並んで、先ほどから先生御指摘のように、土地それ自体がともすれば投機的取引と思われるようなもの、対象になりやすいという性格を持っておりますので、こういう面については、これは税制のほうでできる限り御配慮をいただけなからうかというものが、建設省のほうの立場でございます。

そこで、お尋ねの現実の宅地の供給対策でございますが、これにつきましては、大規模供給が何をいっても必要だ、かように考えておりますので、従来から大規模供給に努めておりましたので、新都市基盤整備法案を御提案し、御審議をお願いしていることも、先生御案内のとおりでございます。なおまた、いわば土地の取引を一元化するという点も、これは非常に御卓見と思いま

すけれども、現実問題、一挙にそこまでいくのもむずかしい事情がございまして、そういうことも踏まえまして、公有地拡大推進法案という形で、いま国会で、これまた御審議願っておることも御案内のとおりだろと思っております。私どもとしては、こういう手法によりまして、必要な公共施設用地あるいは宅地の先行的な確保にとめてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○佐藤(銀)委員 いま産業の分散ということも言われましてけれども、分散しますと、行ったほうの土地が今度はまた値上がり起すというものが現実なわけですね。おっしゃるとおり、確かに迂遠な方法で、平均的に土地が利用されれば、そんなに上がることもないという考え方もいれないけれども、しかし、現実にはなかなかそうもいかないのじゃないかと思うのです。

もう一つ、これはやはり税の問題ですけれども、私はこういう考え方があろうと思うのです。これはまだなかなか確立をしておりませんけれども、いわゆる公示価格というものが、いま税務署の関係と建設省のほうであるわけですね。大蔵省がきめる公示価格、それから建設省がきめる公示価格、これはどういう構成で公示価格というののようになりますか。

○関口説明員 公的な土地の評価という点につきましては、先生御指摘のように、いわば相続税法であるとか固定資産税の課税標準としての評価額もございまして、それから、私どものやっております公示価格という制度もございまして、それで、税法系列の評価は、やはりそれぞれの税法のたてまえとリンクいたしております。それに対して、私どもの地価公示価格というものは、俗なことばで恐縮でございますが、ごく大づかみに申しますと、いわゆる中値というものを目ざしております。これは、正常な取引価格という意味で中値というふうに申しておるのでございますが、そういう考え方でこれを公示いたしておるような次第でございます。したがって、現実に公示価

格と税の評価額との間にずれがあるということも、これは先生御案内のとおりでございます。

それらの問題につきましては、公的評価の一元化ということで、今後の検討課題として地価対策閣僚協議会の決定事項の中にも入っております。そういうことも、御案内のとおりでございます。そういう問題につきましては、なお関係各省と十分御相談を重ねてまいりたい、かように考えております。

○佐藤(銀)委員 自分身だいたい時間もなくなってきたので、高木局長にお伺いをしたいのですが、地価公示価格の問題、評価額の問題、この制度についてやっているとまた時間がかかるからやめなければ、こういうことをやったらはたしてできるかできないかということなんです。

いまお話がありましたように、公的評価の一元化をやる、あるいは不動産鑑定制度というものをさらに確立をしまして、とにかく全国に公示価格をきめこまかにいろいろな観点からきめる、そしてその公示価格以上に土地を売買した人については、その度合いに応じて八〇%、九〇%、一〇〇%という税金を課するというにすれば、それ以上高く売ると、これはある意味では脱税行為になりますから摘発できるわけですけれども、そういうような公示価格——いまは実際の売り値はこうだけれども公示価格はこうだ、また逆に公示価格はこうだけれども実際の売り値はこうなんだというふうなふうに、公示価格というものが何ら生きていないと思うのです。もちろん相続税の問題とか、そういうときにはそれが基準になりますけれども、そこで土地売買について公示価格以上に売った者については、いま申しましたように八〇%、九〇%、一〇〇%というような税を課することによって、公示価格以上に売らせないということが可能ではないかと思うのですが、それはいかがでしようか。

○高木(金)政府委員 実は、基本的に土地の所有権の問題に触れてくる問題ではないかと思えます。公示価格というものは、現実にはかくあるべしというものできめられたものではなくて、實際

の売買実例等からいまして、この地点の土地価格はこれくらいであるということを明らかにすることによって、相対売買が行なわれる場合の一つの目安が示されると同時に、公共事業等によって土地を取得する場合の価格の一つの目安を示すという趣旨のものと私は理解しているわけですが、本来かくあるべしというものは公示価格自体もまた違っているのではないかと思うわけでございます。

しかしおっしゃる通りに、大いに有力な一つの目安でありますので、今度はその公示価格の意味を変えてまいりまして、公示価格をこえた場合には、極端にいえば一〇〇%の全額課税という方法をとることは、考え方としてはあり得ることだと思ふのでございますが、しかしその前提として、私有財産権との関連上土地の所有についてどう考えるか。土地の所有というものは他の財産の所有とは別に考へて、そして土地の所有についてその値上り利益というものについては、ほかの物を持っている場合の値上り利益とは別に考へて、そういうものについては個人の所得に帰属させないのだという思想がまず生まれてくるという前提でないと、それを全額、たとえば九割にしても八割にしても、ほぼ全額に近いような率で課税をするということになれば、その辺の土地所有権についてのものの考え方というものを、もう一度基本的によく広く国民の間で議論していただく必要があるのではないかと思います。

たとえば、いろいろ財産を保有する形態として、土地以外にも貴石とか貴金属とか骨とう品とか、いろいろな形で財産保有が行なわれるわけでありまして、そういうものについては、かりに値上りがあつて、それで譲渡いたしまして、全額というものでないのだけれども、土地についてだけは、公益性というか、値上りがあつたからといって、その持っていた人に帰属するのはおかしいのだという、一つの哲学といひますか、ものの考え方といひますか、まずそれが十分確立してからでないと、税の面でも、その基礎に

立つてこそ、それはいわばけしからぬとか、そういう意味があつて、初めて全額徴収ということになつてくるんだらうと思ひますし、基本的に公示価格を基準とした一つのの方法で、ごさしめようし、また何か別のものを基準としたしましてもよろしいのでございませうが、ある額をこえたものについては全額課税という説がだいぶ最近強くなつてきておりますが、どのような技術を用いるにいたしましても、基本的には、土地所有権についての基本的な考え方というもののについて、よほど一種の憲法論議といひますか、そういう議論を詰めておいていただいた上でないといひ、なかなか税の上で全額課税ということに入りくいのではないかと思ふのであります。確かにそういうことになりますと、また裏取引というやうな問題がありまして、税の執行というやうな角度から、またいろいろの問題がないわけではございせんが、現在土地問題がたいへん問題でございしますので、そういうことについてのある程度の合意が得られるのであれば、税としてそういうことを考へる余地はあると思ひますけれども、もう一つその前の基本の問題が非常に重要な問題ではないかと思ひます。

○佐藤(親)委員 公示制度をつくるにしても、これはなかなかどうし要因を含めてその価格をきめるかというの、たいへんむずかしい問題だと聞いております。したがつて、そう簡単にはできないでしようけれども、現在の土地税制というものは、あるいはもちろん基本的には税制だけではできないわけですが、税の面からいくと、私はいろいろ分離課税というの矛盾を含んでいりし、あるいはやるとしたら再評価税をかけて土地を放出させる、そういうない場合は、その売買について、いわゆるいま申しましたように、公示価格以上のものについてはこれを全額あるいは率によつて税金として徴収をするというやうな、確かに基本的な土地というのに対する財産の問題として考へ方があるわけですが、もうこの狭い日本ですから、そう土地を財産として――し

かも普通の人が住むうちがない、あるいは公共用地にしようと思つてもなかなか手に入らないというこの日本の状態の中で、とにかくかかぬの思い切つたことをやらなければいかぬのじゃないだらうかと思つておられます。この前もちょっと大臣にお伺ひしたら、そんなことはないという話でした。大蔵省としても、これは何という制度ですか、とにかく公示価格以上の値段で売つた場合には税を課するという制度、これも検討に入つたというふうに聞いておるわけですが、これも、この前大蔵大臣は否定なさいましたが、これはもつと真剣に考へてみる必要があるのではないかと私は思ふわけですが。

ちょうど時間にもなりましたので、きょうは何かいふらとあつちこち結論を出さないうまになつてしまつたやうな感があるわけなんですけれども、そう一回でこの土地の問題は解決がつかないと思ひますので、またの機会にさせていただきます。私の質問を終わりたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいま最後に言われました中で、前回大臣が答弁いたしました土地の一定価格以上についての非常に高い税率での課税ということについて、大臣からそういうことは考へていないという意味の答弁がございましたが、それは実は当時新聞記事で、非常に大蔵省のほうで積極的になつておることを考へておるやうな感じで報道が伝えられましたので、そういう意味では否定をされたものでございします。基本的には土地政策については、政府全体として何とかしなければならぬ問題でございしますし、税制としてもあくまで補完的な作用ではあるとはいふものの、真剣に取り組まなければならぬ問題でありまして、そしてその中の一つとして、ただいま御指摘の点があることは、おっしゃるとおりでございしますが、ほかの政策に先がけて、ある一定額をこえた部分の全額徴収というやうな制度を、いわば大蔵省がまづ先になつて考へておるというやうなことではないという意味での否定の答弁であつたと私も

は理解をいたしておりますので、付言させていただきます。

○木野委員長代理 午後一時三十分より再開することとしたし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時四十九分再開

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 租税三法の政府から提案されている法案の質問に入る前に、税理士関係の問題について若干の質問をいたしたいと思つております。

そこで、昭和四十七年三月二十四日に、内閣総理大臣から、横山利秋君の税理士制度に関する質問に対する答弁書が出されました。この答弁書をめぐつて最初に質問をいたしたいと思ひますが、横山利秋君から、三月十七日に、税理士制度に関する質問主意書が出されたわけなんです。これは要するに、わが国の税制は自主申告納税を基本とした租税法律主義による納税制度を採用している。そこで、今日の税制全般を通じて、ある程度の不平等問題、重税の問題、手続がきつめて複雑である、こういう問題があるというものを指摘をいたしまして、そういう中における税理士の持っている使命というものはきつめて重大である。そこで、税理士は、納税者の代理人となり、納税義務の実現及び権利救済に奉仕する者であることは当然であるが、租税の憲法的意義を踏まえて、租税制度全般にわたつて国民の権利を擁護すべき立場にあるのだ。この点について現行法では、税理士の立場というものを「中正な立場」という表現を使つておる。これは三十九年の法改正の際にも、「中正な立場」とは一体何なのかということをめぐつてたいへんな議論が行なわれ、その際の税理士法改正案は棄られたいきさつもあるわけですが、どうも、国税当局、大蔵当局

におきましては、税理士制度を「中正な立場」ということに名をかりながら、納税行政の補助機関としてとらえておるのではないかと、これが問題であるというのを指摘をいたしまして、税理士の基本的職責を再検討し、税理士は、租税法による国民の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかることを税理士の使命として根本的に規定をし直すべきではないか、そのための税理士制度におけるいわゆる自主性の強化ということで、自主的な賞罰、自主的な研究、そして社会的地位を向上する、そういうような形で法律改正の必要がある、こういうことをいっておるわけでございます。

次いで、この問題ときわめて深い関連のある今日の税理士の試験制度について、いわゆる特別試験というものと一般競争試験というものとにきわめて大きなアンバランスがあるということ、数字を指摘してこの不合理というものを強調しておるわけでありました。したがってこういう問題についての改善策を当然講ずべきであらう、このようにいっておるわけでありました。そうして、この試験制度の不公平、不合理というものを、特試の場合には合格率が平均しても八〇％に近いという状況であり、しかも現在二万名近くも特試の人たちがおるというようなことも指摘をいたしておるわけでありまして、この点は正というものが必要であらう、こういうように問題を提出して質問をいたし、この点における改正の考えはないかということをおただしておるわけでありました。

このようなものに対して、総理大臣の答弁書が先ほど申し上げたように出されたわけでありましたが、改正の必要は認めない、また、特別試験制度は、「いたずらに暗記力に頼る試験になり易く、実務能力を強く要請される税理士の資格を判定する試験方法としては必ずしも適当でない面が多い」といふふうに税調の答申を引用いたしまして、一般試験を補う上で一応の意義があったと評価しているのだ、こういうようにいっておるわけでありました。したがって、諸般の配慮を欠いたま

ま特別試験制度をにわかに改廃することはないのだ、こういう答弁書を出されておるわけでありました。

そこで質問をいたしたいのは、今日の税理士制度において、三十九年改正法が提案され、これは廃案になったことは先ほど申し上げたとおりであります。税理士法について、全く改正の意図はないか。しかもこの委員会でも十分論議されたような「中正な立場」という問題を、基本的なものとしてこれにはかなりの問題がある、やはり税理士の立場というものは、租税法主義に基づいて、国民の側からいならば正しく納税をする権利というものがあつて、そういう納税者の権利というものを擁護する立場に立つ、こういう面が一つもいれないというようなことでは問題があるということが、前に非常に論議されたわけでありました。そういうようなものを踏まえて、さらにそれとの関連をもつて、税理士の自主性というものを強化する方向において税理士法の改正ということをする全くやる気がないのかどうか。この問題についてまずお伺いをいたしたいと思うわけでありました。

○高木(文)政府委員 税理士法制度全般につきましては、いろいろ問題点がござります。また、社会経済事情の変化に伴ひまして、制度が随時流動していかねければならぬものであるというふうには考えておりますが、しかし、各般のいろいろな事情から見まして、たとえばことしと来年という時期に特に税理士制度の改正問題をたええ、税制調査会でも取り上げて議論するということは、現在の段階では考えていないわけでございます。しかし、ただいま御指摘のような問題もありまして、ほかにもいろいろ問題がござりますので、長期的な観点においては、いずれの時期にかこれを取り上げていくべきであらうかと思っております。

○広瀬(秀)委員 税理士法が制定されたのが昭和二十六年と記憶いたしますが、二十六年から見てもう二十一年の経過を経ておるわけでありました。

その前にも税務代理士法というものがあつたわけでありましたが、そういう中でも、税理士法というものが二十年の経過を経ておる。こういう中で実績も積み上げられてきておる。そういうような立場で、しかも「中正な立場」というものは一体どういうものなんだということでありまして、この問題については、先ほど申し上げたように、三十九年の法改正のときにきわめて多くの議論が行なわれておる。それで、税理士というものは納税者の権利を擁護するということは、主税当局として答へられておるし、当時の国税庁長官も答へられておるし、大蔵大臣もそういうことを答へられておるわけでありました。それにもかかわらず、どこまでもこの「中正な立場」というものを固執されるというのには、今日までの実績の上に立つて、いささか時代おくれではないのか、こういう気がするわけでありまして、今回の答弁書においてもそういうところから一歩も前進をしてない。税理士法改正をする気はないというふうに言っておられる。このことについて長期的にはそういう方向というもので改正の気持ちはあるというのですが、どのくらいの時期を想定してそういう答弁をされるのか、この点を伺いたいと思うのです。

○高木(文)政府委員 私が申し上げましたのは、ただいま御質問の「中正な立場」という点だけについて申し上げたわけではなくて、むしろ全般について申し上げたわけでございますが、先般来商法の改正の問題等と関連をいたしまして、公認会計士の問題等との関係で非常にデリケートな問題がいろいろ起こっております。そこらについての税理士業界、公認会計士業界あたりの非常に複雑な関係もござりますので、私はいまたとえ昭和何年くらいからということではなくて、少なくともこの段階においては、少くともこのときの段階においては、これをとり上げる時期として適当でないのではないかと、いふふうに考えておるわけでありました。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣、この税理士の立場というものは、今日の税理士法では「中正な立場」という文字が用いられている。大蔵大臣はこの「中正な立場」というものをどのような解釈を持っておられるのか、この点を……

○高木(文)政府委員 先にちょっと説明させていただきまして、私どもの考え方といたしましては、前回の質問主意書に対する答弁書に引用いたしました税制調査会の審議の過程においても詳しく議論されたわけでございますが、税務の仕事というものは、いわば非常に大膽な仕事でございますし、それから税については何よりもやはり公平ということが最大の問題でございます。確かに税務におきます納税者の権利の擁護、義務の適正な実現ということが必要であつてはありますが、その場合に、他のいろいろな弁護士をはじめとする職能とどういふふうに考えるべきかという場合に、税の場合には単にその税理士に依頼をしました依頼者の権利を一〇〇％擁護すればすべてであるというわけになかなかないのではないかと。つまり国の課税権が法律の予定するところを越えては絶対にいかぬわけでありまして、一面においてまたそれは法律の予定するところに従つて適正に実現していかなければならないという関係にあるわけでありまして、一方の特定の納税義務が完全に履行されないということは、それだけまた他の納税者との関係において不公平を生むという関係にあるわけでございますから、そこに税務というものの非常に特殊性があるということが言えるのではないかと。普通の民事、刑事のいろいろな紛争についての処理とはその辺の事情が違ふというところを特に考えるべきではないか。その意味において、この「中正な立場」ということの税理士における特殊性ということが強調されておるものと考えておるのでございます。

○広瀬(秀)委員 この答弁書によりますと、「法令に規定された納税義務の適正な実現に資するためには、税理士が納税者の委嘱を受けて職務を果たしていくその立場は、委嘱者の立場とまったく重複するような形においてではなく、税務会計専門家として見識のある判断を加えるという形にお

いて把握されなければならないことは当然であらう。「こういうようにいっておられる。納税者は相當な法所定の料金を払って税理士をそれぞれ頼むわけでありませう。だから、金を払っている者に對して何でもかまわない、その利益だけ擁護すればいいのだ、こういうようなことを私どもも言っているわけではない。その点は横山利秋君の質問主意識の中でも、税理士の基本的職責を再検討して、税理士は租税法による国民の權利を擁護する——租税法による国民のという前提をちゃんと置いていなのです。国民の權利を擁護し、納税義務の適正な實現をはかるのだ、こういうきわめてあいまいな概念であるこの「中正な立場」というものを、そういうぐあいには私どもは改正をすべきだ、このほうがよほどはつきりする。どうしても現行法の税理士の職責という、税理士法第一条、「税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に實現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。」この「中正な立場」ということばほどわかりにくいあいまいなことばはない。したがってこういう目的というものがやはり今日の税理士問題、税理士の不満というようなものの根元をなしているきわめてあいまいな概念である。

そこで大蔵当局は、この租税権力主義というものをどうしてもぬぐい切れないものを持つておる。そういう中からこの中正という立場を出すことによつて税理士というものを、言うならば国税庁の補助機関のようにしていこうというものが、どうしてもその法律の体系の展開の中でそういうものになつていく、その根元はこの「中正な立場」というものの中にある、こういうふうに思うわけです。よりその点を明確にするためには、私どもが主張するような、先ほど申し上げたような表現に変えてすっきりさせていく、そういう納税者の権利を擁護する、そうして租税法律主義に基づく、税法に基づく義務の適正な実現をはかつていくのだということでいささかも支障はないし、国

民の側においても、税理士の職責というものがはつきりするし、納税者の租税法に定められた権利義務、特に権利の擁護者としての立場というものが明確になっていく、こういう關係にあるだろう。いまの「中正な立場」というような表現はきわめてあいまいなものである。こういうものに対しては、もうすでに二十年を越す年限がたっているわけでありまして、税理士制度というものも定着をしておる、こういう状況にもあるわけでありますから、大蔵大臣どうですか、もうそろそろこういう租税権力主義から抜け出した形で税理士の立場というものを、権利の擁護者である、そうして適正な租税法に基づく国民の義務の實現をはかる、そういう明確なものにこの職責を直していくというようなことを含めて、税理士法の改正というものも早速に、これは来年やれあるいはこしやれというようなことは、いま約束をしてもらおうとは思いませんけれども、もうそういうことをやるべき段階に来たのではないか、このように私は思うのですが、大蔵大臣の所見を伺いたい。

○水田国務大臣　税理士制度はもう長い年月を経ておりますので、もう定着してきている制度でございまして、したがって長期的に見ては検討の時期に来ているというふうな答弁があつたとおり、私もこれは検討していいことであると思つております。中正ということばが非常にあいまいだということとでございましたが、必ずしも字に固執するののことはなくて、実際の内容において徐々に国民の權利を擁護する機能というものが多くなつていき、それを中心にいろいろ長期的な改善がはかれるということとはいいいことだと思ひますが、御承知のように、いまはまだ納税者の權利擁護一点ばりでいくというよりは現実には税理士は青色申告の指導者とか啓蒙者とか、そういういろんな意味も果たしておつて、税制全体の公平ということにもいふ非常に貢献しているし、またそういうことに尽くすべき使命も現在において与えられるというののが実情でございまして、一方へ脱し切れないと

いうことは、まだそこまでの条件が成熟していかなかったということもいえるだろうと思います。これは条件がだんだんに成熟していくということになりますと、税理士の機能というものもどこへ重点が置かれるかというような変化がだんだんにあってもいいというふうに私は思います。

○広瀬(秀)委員　やや前向きな答弁ではありますが、先ほど読み上げましたように納税者の権利を擁護するということについては何一つうたっていない。かろうじて「納税義務者の信頼にこたえ」ということになっている。

それから、納税義務の適正な実現ということ
は、われわれも全然否定しておりません。これは
われわれのほうでもこういうふうに改正すべきだ
ということとちゃんとそのことを言っているわけ
です。

さらに、権利擁護一辺倒のことではない。そのために青色申告のすすめをやったりというようなこともあるし、あるいは納税に対する道義を高めめるように努力をしなければならないことになったり、三十九年当時は道義を高めるものとするとか、努力という表現じゃなくて改正案は出たようでありましたけれども、そういう問題。それも税理士というものはやはり憲法における租税法律主義に基づいて、その法律に定められておるに適正な納税をするという、これは義務であり同時に権利である。そういうような権利を擁護する、少なくとも税法に定められたものが適正に実現されないでそれ以上不当に高く税金を納めなければならぬというような疑いを持っている一人一人の納税者に対して、権利を擁護するんだという立場をはっきりさせて初めて信頼というものも出てくるんだし、そしてまた指導やその他の面で国税当局に協力する問題なども、そういうものが土台にあって初めて有効に指導もできるし、あるいはまた青色申告を白の中から指導をして進めていく、白から青にどんどん転換をするというような指導などもやっていくということがより有効に適切に展

開をされていく基礎が初めてできるんだと思うのです。ただ、権利擁護という面がまるきり欠落しているこの条文の中からはそういう税理士に対する信頼というものは出てこないようになる。あとはほんとうにばく然とした、評判であの人はいいあれだというようなことで信頼がされるというような、個人的な人徳というのじゃなくて、あの人はやっぱりきちんと権利を守ってくれるんだ、そういうような形における本質的な信頼関係が打ち立てられるためにも、もうそういう時期が私は来ていると思うのだけれども、大臣はそういう時期に來ているという考えにはまだ立てないのですか。

○水田国務大臣 実際問題においては、税理士が納税者の権利を擁護しなくて税務署側の言うことばかり聞くという税理士だったらこれは信頼されないというので、事実上は権利の擁護をしておることは間違いございませんが、ただ現行法上においていままでも「中正な立場」という字を使用しておりまますので、これをきれいにとるということになるについては、とるだけのまた税理士法の改正の一つの結論を持っていなければなりません。また改正の方向とか結論というものを十分に持っていますので、それは結局まだいままでもこの字句をとる情勢が熟していなかったということもいえるでしょうが、しかし実際においてはその方面に比重を置いた方向の検討がなされなければならぬということをお私どもは認めますので、したがってこれからこの税理士法の問題はなくなるといふことでございますし、実質案を検討したいと私は思います。

○広瀬(秀)委員 いまおっしゃった趣旨は十分理解できます。しかし、そこまで大臣が言われるのならば、この「中正な立場」というような何やらわからぬ立場、しかし現実の運営の中ではやはり国税当局自身の権力主義的な、また権力優位的な考え方というものがどうしてもまだまだ国民の中からぬぐい去れない状況の中で、税理士の職責というものを、租税法による国民の権利を擁護する

んだ、そして納税義務の適正な実現をはかるんだというような形に直していけばこれがより一そう明確になるのであって、大臣のいま前段に言われた権利擁護というものがなければ信頼も得られないであろうというふうなものは、そのまま、職責という点についての法文を改正するとすれば、私が先ほどから何回も言っているようなものに改められてしまふべきものである、こういうふうに考えるのであります、そういう点で、この問題については前向きに一步を進めて真剣に検討をされるように要望をいたしておきます。

そこで、事務当局に伺いますが、いま税理士に登録している人数は一番新しい数字でどのくらいおられますか。

○吉國(二)政府委員 四十六年度末におきまして二万五千八百七名でございます。

○広瀬(秀)委員 そのうち一般試験合格者と特試験合格者に分けてどういう数字になりますか。

○吉國(二)政府委員 一般試験と特別試験だけのグループではなくて資格認定者もございまして、ちょっと分けて申しますと、特別試験合格者が五千五百七十五名、それから資格認定ないし特例法の認定による者が二千二百六十九名、残りが一般試験の合格者でございます。

○広瀬(秀)委員 残りの数字を言ってください。

○吉國(二)政府委員 残りは、差し引きいたしました一万七千九百六十三名がいわば一般試験合格者になるわけでございます。もっとも、その中に公認会計士、弁護士が入っておりますので、さらにそこから三千六百七十五名を差し引かなければいけませんので、純粋に一般試験で合格した者というのはい万四千二百八十八名ということになります。

○広瀬(秀)委員 昭和四十六年度の一般試験で何名合格をし、また特別試験、あるいは資格認定者、こういうような者、四十六年度ではどういうことになっておりますか。

○吉國(二)政府委員 一般試験の合格者が、四十六年度におきまして七百二十一名でございます。

それから特別試験の合格者が、二千七百四十二名ということになっております。

○広瀬(秀)委員 この一般試験の合格者、いま七百二十一名ということでありまして、これはどのくらいの受験者の中であつたか、そして合格率は何%でございますか。

○吉國(二)政府委員 受験者数は三万二千九百九十七名、この合格率は二・二%ということになっております。

○広瀬(秀)委員 特別試験の合格者が二千七百四十二名、これは受験者は何名で、同じく合格率は何%でございますか。

○吉國(二)政府委員 四十六年度におきましては、受験者数が三千百三名、合格者が八六・六%になっております。

○広瀬(秀)委員 横山委員が質問趣意書の中で、いままでの制度発足以来の数字のおおよそをあげておきました税理士試験の受験者が、制度発足以来かどうかわかりませんが、三万三千名、ほかにこれを目ざして勉学に励んでいる者約二万名はあるといわれる。この試験の合格率は、四十六年度の調べでは一三・一%課目合格率、最終合格率二・二%、こういうきわめて狭い門であるということを描いておられます。これは四十六年度のことでございますね。それで一方において特別試験によるものは、三千百三名中二千七百四十二名で合格率八六・六%、こういう状況であります。

大臣、こういう数字をなまで出されて、同じ税理士を目ざす者として、この数字をいまお聞きになって、片方一般試験によるものは三万二千九百九十七名のうち七百二十一名、合格率二・二%という、片方は三千百三名中二千七百四十二名、そして八六・六%、約九割に近い合格者が出ていますね。こういうものについて、大臣の率直な御感想を……。

○水田国務大臣 問題は、特別試験制度というものがいいか悪いかという問題だろうと思ひます。もし特別試験制度というものの必要があるということ、この試験を行なうとしますと、ただ単に

税理士試験に受かるための勉強をしている一般の人と、そうじゃなくて長い間税務に携わっておる人の合格率では、これは税の試験である以上は、長い間実務に携わっている経験者のほうが合格率が多いのは当然であつて、またそれだけ実務家であるだけ、納税者にとっては便宜が多いということになるだろうと思ひます。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、合格率の多い少ないというのは、当然経験者のほうが多いというのはあたりまえだと思ひますが、問題は、そういう試験をすれば合格率の多くなる特別試験制度の適否、可否とかいうような問題はあつて、合格者の多いという問題についてはこれは私は当然であつて、何もふしぎはないという気がいたします。

○広瀬(秀)委員 合格率が多いのは当然だと言つておられるわけですが、同じ税理士になるのに一般競争試験では二・二%であり、一方は特別試験なるがゆえに合格率が八六・六%にもなる。こういうことは、実務経験を持った者が税理士になることが必要なんだ、こういう立場に立つて、そういう必要がある限りにおいては、その実務経験の豊かな者が合格率が高いのはあたりまえだという答弁であります。これはどの差があつてはたしていいのかどうかということでありまして、

最初に、それならば昭和二十六年の税理士法が制定された際には、この特別試験制度というのはなかったはずであります。そして昭和三十一年改正の際に、五年間という期限をつけて、税理士の職責を全うするために実務能力というものが非常に必要だというふうなことで、当時はまた税理士の数も、一般競争試験をもつて合格する者あるいはまた弁護士でやる者、こういうような者が非常に少ないというふうなことから、五年間というふうなことも出されたんだろうと思ひますね。そういうことである。しかも三十六年改正では、それが今度は五年の期限が取り払われて当分の間ということになった。そしてそれ以来もうすでに十一年もたつておられるわけですが、そのまま

当分の間ということ、このような非常に合格率の高い特別な試験、その特別な試験もこれは合理的な試験とは必ずしも言えない、非常にメリットのある不平等な試験制度が行なわれている。落とさないように、合格させるためにあらゆる苦勞をするというふうなことで、メリット点を与えるとかというふうなことで含めて、非常に問題のある試験制度になつてゐる。こういうふうなことにしてもいいことなんだというふうなお考えで、この問題について何ら疑問を差しさす余地はないとおっしゃるのですか。

○水田国務大臣 この合格についてのいろいろな問題で、検討すべき問題があるということでございます。これはその点は是正すべき点は正しなければならぬが、いまおっしゃられましたように、この合格者が全く格段に違ふことについてどうかということでございます。違ふことについては私は当然である、こういうふうなことを考へてゐるわけでありまして、それじゃそれだけの差を持てゐるんですから、現在の税理士が全部この特別試験制度による税理士によつて占領されておるかということになりますと、実際に占領されておるかという点でございまして、比率を維持しておるといふことでございまして、その点においてもそう不合理な比率ということにもなつていないのじゃないかという気がいたします。

○広瀬(秀)委員 一定の税務官署に勤務をした年限というものがあれば、税法は免除される、こういう試験科目の免除があるわけでありまして、さらにその上に、あと税務職員の場合だったら会計学あるいは財務諸表というふうなものについてだけ試験が行なわれる。この試験の内容もきわめて程度が低いというか、やさしいというか、そういうものを問題としても出される。そしてその点数が足りなければ、さらに口頭試験の段階で合格する点を与えるような試問をして補つてあげましよう。さらにまた、勤続年数に応じて点数の

足りないところは百分の三十あるいは動続年数かける百分の一というような点数を合計して、試験で獲得した点数にそれをプラスしてやる、こういうようなことまで行なわれている。これは法の前に国民は平等であるという憲法上の規定からいっても、少しく権衡を失してはいないのだからかといふように私もどうしても考えざるを得ないわけでありませう。こういう特別試験というものを設けた趣旨は一体どこにあるのか、このこととあわせて大臣の所見を承りたいと思うわけでありませう。

○水田国務大臣 一べん、試験執行の実情について国税庁長官から……。

○吉田(二)政府委員 御承知のように、税理士制度に至りますまではいろいろな時期がございまして、最初は税務代弁取締法というように取り締まり規則でやっておったような時代がございまして、昭和十七年に税務代理士法ができたわけがございませう。当時は一定の年限税務行政に携わった者につきましては、資格審査をいたしまして税務代理士になるという道があったわけがございませうが、税理士法ができました際に、十五年以上勤務をいたした者につきましては資格認定をいたしまして、その認定を受けた者は税理士の資格を得るということ、一応そこで整理をいたしました。しかし、当時十五年を経過していた者が資格認定を受けて、その後さらに経験を積んで十五年に達した者が全く放置されているというのには不権衡であるということから、昭和三十一年にこの試験制度ができたわけがございませう。さらに、御承知のように、五年間の経過がございまして改正をするということになりましたが、根本的な検討が十分でないで、その検討による改正を行なうまでは当分の間はその特別試験を存置するということが現在に至ったことは御承知のとおりでございませう。その間税制調査会でもいろいろと検討いたしましたして、三十九年に改正法を一応提出したというわけになっております。

なお、この試験制度の問題といたしまして、御

指摘のように非常に差別があるではないかというお話でございませうけれども、この税理士の資格を認定するに際して、試験だけを形式的に行なうべきか、あるいは実質に即して認定をすべきかという問題が当然あると思ひます。現にアメリカにおきましてもドイツにおきましても、試験制度のほかに、たしかドイツでは五年、アメリカでもたしか五年でございませうが、課税の実務に携わった者については無条件で税理士の資格を与えているわけがございませう。つまり実質的に税理士としての資格が推定されるような職務についていた者については、それをもって認定とするというのがいまの両国の例でございませう。わが国の立法例にいたしましては、弁理士、司法書士、海事代理士、測量士、いずれも試験制度でございませうけれども、実務に携わっていた者については認定によって資格を与えているわけがございませう。そういう意味では、税制調査会の検討によりまして、一定の年限を経過した税務職員については、むしろ認定をもって資格を与えるべきではないかという議論がありまして、政府原案では当初はそういう案であつたわけがございませう。

そういう意味の現在の特別試験と一般試験を並列して全く同じレベルで考えることは、私は無理があるのではないかと思ひます。また全国の税務職員の団体でございませう組合におきましても、昔のように認定制度というものを強く要望もいたしておるといふ一面もございませう。そういう意味で、この特別税理士試験につきましてこれをどうするかというのには、根本的にやはりもう一回考へて、あるいは極端にいへば、一方の極端には資格認定でもいいではないかという考へ方、また一方の極端には特別試験廃止という考へ方があるわけがございまして、その間をいかに調整していくかというのが今後の課題であらうか、かように考へる次第でございませう。

○広瀬(秀)委員 長官、それではもう一つ聞きますが、大体税調などでも、試験制度において暗記力にたよる試験になりやすいという弊害があると

いうことで、実務能力を強く要請される税理士の資格を判定する試験方法としては必ずしも適当じゃないんだ、こういうことを言っておるわけがございませう。

そこで、一般試験で合格される平均年齢というのは大体何歳ぐらいですか。

○吉田(二)政府委員 現在正確な資料を持っておりませんが、大体三十年代だと思ひます。御承知のとおり、一般試験の場合は科目別合格制度をとっておりまして、三万人受けていますと申しましても、実はその中で一科目だけ受けているというものが大多数でございませう。したがって、全科目を受けて全科目で合格するという者はほとんどない。一つずつとっていくという形の試験でございませうので、全体として見ますと二・二%でございませうけれども、受けた科目について見れば大体一六・七%が平均の合格率ということになっておると思ひます。

ちよつと余談になりましたが、平均年齢は大体三十年代とお考へただけだと思ひます。

○広瀬(秀)委員 三十年代ということになれば、記憶力、暗記力というようなものは十代から二十代、むしろ十代が一番すぐれているだろうと思ひます。それからだんだん減退してくる。最終的にようやく到達する人たちが大体三十歳から三十五歳ぐらいのところに集中しているようでありませう。そういうことになれば、暗記力にたよる資格に必要な点数を獲得していくという者も、なるほどそれはあるけれども、その年代でなければ通らぬということでは、実際に一般試験で受験しておる人たちがもうそろそろ暗記力が減退して、経理事務所で働いているとか、あるいは税理事務所で働いているとか会計事務所で働いているとか、かなりそういうような実務をやっているがやうてい人たちがだらうと思ひます。そしてかなり暗記力も減退したところで、最終的にはようやく合格していくというやうな結果が、しかも一科目、一科目ずつ営々として積み上げて取ってきて、最終的に、税法を三つ、会計二つという五科目を制覇

をして、ようやくそこへ到達をする。そういうきわめてたくさん激しい競争の中から、そういう困難を克服しながら合格をして、したがって、科目では十何%になるにしても、最終合格というものが毎年出るの二%とか三%とかいうやうなことになるというものと、片方では、科目も免除される、その上に、限られただけの、ほんの会計関係の二科目、これも非常にやさしい試験が出される、しかも、それを口頭試験で補う、さらに動続年数によるいわゆる参酌点というやうなもので救われていくと、こういうやうなことが今日の特別試験制度になつていく。こういうやうな問題について、同じ資格を取得するための試験において、片方は実務経験があるからということとそれだけの優遇を受けるということについて、皆さんは全く疑問を持たれないのですか。少し不平等過ぎるというやうな気持ちを持たれないのでございませうか。その点を押して伺つてございませう。

○吉田(二)政府委員 先ほど申し上げましたやうに、税理士の仕事というもののについての実務経験というものは、税務行政の中で税務の仕事をしたということによってほぼその大部分をカバーするだらうということがいえると思ひます。そういうところを考へて、むしろ諸外国では、一定の年限つとめれば認定で認めてしまふ、試験を必要としないということにしてございませうのが実情であると申し上げましたが、わが国におきましては、その点、二十年という実務経験を一応要求し、かつ試験を加えていたわけがございませう。まあ私どもの立場で申すと、たいへんかつてなやうにお聞き取りかと思ひますが、私も、むしろ日本では厳格な資格認定をやっているんじゃないかというふうな考へてはいるわけがございませう。そういう意味では、私も、あるいはその資格認定について厳格な条件が必要かと思ひますけれども、六十、五十というやうな人に試験をすけるというよりは、その実績を認定をして資格を与えるという税制調査会の考へ方にしていただくほうがよいではないか。そういう点から申し

ますと、あるいは御指摘のように甘いという御感
覚かもしれません。私も、これだけ、数十
年の経験を持った者が一片の試験で左右されてし
まうということには、むしろ忍びないような気も
いたすわけでございまして、でき得れば資格認定
という道を開いていただきたいというのが率直な
気持ちでございます。

○広瀬(秀)委員 この資格認定という問題になり
ますと、これはまた新しい、別な角度から論じな
ければならない問題も含まれると思うのでありま
すが、三十九年の改正法では、そういう方向で、
一応税調答申をもとにして出されたということと
ありますが、現在やはり税理士も、国民の納税上
の権利を擁護しながら、信頼にこたえながら、そ
してまた納税道義の高揚につとめながらというこ
とをやっておるわけでありまして、やはり業とし
てりっぱにそれらの職責を果たすことを通じて生
活をしていかなければならない人たちがございま
す。そして今日の、いわゆる税理士が関与するお
得意先というか、こういうようなものが一体どの
ような数字で増加をし、そしてまた特別試験を含
めて、合格者の数がどういふようにふえていくか
というこの間にきわめて大きなアンバランスが
あり、税理士のふえていく数はものすごいピッチ
で、五年間で倍以上になるという形になっ
ている。ところが、いわゆる関与先として主とし
て申告所得者あるいは申告法人、こういうような
もののふえ方、特に税理士の関与するところは比
較的中小企業分野が多いわけでありまして、そ
ういふもののふえ方というものを、資料があつた
らひとつお示しをいただきたいのでありますが、
私どもの調べたところによりますと、大体お得意
先がふえる数というものが三〇%ぐらいに對して
二・五倍ぐらいの数がふえているというようにな
こととがいわれておるわけでありまして、大体そ
ういふ数字に間違いありませんか。

○吉國(二)政府委員 御指摘のように最近確かに
税理士の登録者数はふえてきております。三十年
当時約八千人でございましたが、現在二万五千
と、あるいは御指摘のように甘いという御感
す。同時に、納税者数にいたしましては、申告納
税の納税義務者数は昭和三十年から約二倍をこえ
ておりますし、法人数にいたしましては、二倍半
をこえる程度になってきております。もちろんそ
のふえたすべてが税理士が関与するというわけ
はございませんが、税理士関与を求めるといふ傾
向は次第にふえてつあると思つたので、そうい
う意味では、両者のふえ方がペラレルでなく
も、機会が非常に減ってくるという状況までは立
ち至つてないのではないかとというのが私どもの観
測であります。

○広瀬(秀)委員 昭和三十五年から中小企業の事
業所数というものは、四十四年まで十年間で、大
体三十五年を一〇〇にして一三〇ぐらいにしか
なつていない。これに對して税理士登録数は二・
二倍ぐらいになつてゐる。こういう数字があるわ
けでありますけれども、まあ、この傾向というものは
このくらいの開きがあるんじゃないか。いま二
倍と三倍というようなことを言われましたが、少
し正確にその辺のところを示してもらいたいこと
が一つと、それから、先ほど特別試験合格者の中
で登録者は五千五百七十五だといふのであります
が、合格をしてまだ登録をしてない、まだ在職を
してゐる、こういう人たちがどのくらいあるか、
この数字も同時に示していただきたい。

○吉國(二)政府委員 現職で資格を持つていて、
もちろん現職でございまして登録できないとい
う形のもので、概数にして一万五千程度でござ
います。

○広瀬(秀)委員 それから前段の……

○吉國(二)政府委員 私が申し上げました二倍な
いし二倍半と申しますのは、三十年から現在まで
でございまして、営業の納税義務者数は二倍とい
うことを申し上げましたが、正確にはこれは後ほ
ど数字で申し上げます。それから法人数にいたし
ますと、三十年からは、当時の法人数が約四十
万、現在は百万をこえておりますので、二倍半と
いうことになります。三十年から三十五年の間に

法人が非常にふえておりまして、三十五年から申
しますと、法人数が六十万から百万になつておる
というのが実情でございまして。

○広瀬(秀)委員 いま最後におつた数字に
よりまして、非常に問題があると思つたわけであ
ります。特許による合格者が一万五千、これは言
うならば潜在予備軍みたいな形でいま税務署の中
にまだおられる、こういうことになるわけであり
ます。この人たちがやがては税理士として立つて
いくのに、またお得意さんを獲得するのに目安が
つくと、事務所を開設してちゃんとやつていく
目安がつけば、どんどん登録して税理士業務を始
めていくということになつていくわけでございます
。それで、大体二十年以上つとめたというよう
な人たちがみなそういう試験を合格していく。い
まは国税職員は大体五万二、三千ということだと
思つたのでありますが、この人たちのうち大部分が
やはり全部これから特許の恩恵にあづかつて、税
理士に天下りというか横すべりというのか、そう
いふような形ですつといくことになるかと、一
般試験というものがいよいよむづかしくなつて
くるし、一般試験の狭き門を通つた人たちの活動
の分野というものが非常に狭められていく、また
業としても得意先というやうなものが狭まること
によつて、たいへんな生活の脅威にさらされる
というやうなこともなりかねない、こういう可能
性というものををはらんでゐるわけですね。だとす
れば、最初五年間で出発をした当初はそういう制
度はなかった。さらに五年間、それから当分の間
というところで、一体どこまでこの制度を続けてい
かれるのか。そしてこれは現在でも一万五千と
いうやうな予備軍がおる。これが毎年、先ほどの
四十六年の数字を見ましても二千七百人もふえて
いる。毎年そういうやうな形でどんどんふえてい
くということが当然に予想されるわけですね。現行
制度そのままだとすれば、そういうことになるわ
けですね。

この点について、将来の見通し、一般競争試
験、激烈な狭き門を突破してなる人たちが、特許
によつて比較的安易に資格を与えられる人たちに
非常に激しい生存競争の中で生きていくというよ
うなことについて、どういふやうな見通しを皆さ
んは持つておられるのか。その時期は意外に早
く、この一万五千の予備軍がどつと一べんに
出ただけでもたいへんなことになるだらうと思
うのです。これは税理士業務というものが、標準
的には、なかなかむづかしいでしようけれども、
大体どのくらいのお得意先を持てば業としてり
っぱに成り立つていくのかどうかというやうな
ものをどのくらいに見ておられるのかという見通し
を含めて、将来このやうな勢いで合格者が出てい
くということについて、一体長官としてはどう見
られておられるのか。この点を伺いたい。

○吉國(二)政府委員 確かに潜在的な資格者が一
万数千名おるといふことになりましたけれども、こ
こ十年程度を考へてみますと、税務の退職者とい
うのが年間千四、五百人前後でございまして。そ
ういふ意味から申しますと、その潜在資格者が非
常に多いという点は、これは御承知のとおり、昭和
二十年から二十五年の間に税務職員の数は非常に
ふえてまして、その職員が現在すべて二十年をこ
えて資格者になつたといふことがございまして
が、その関係でこれらの人がまだ相当つとめると
いうことも予想されますし、毎年の現実の登録の
ふえ方を見てまいりますと、千四、五百人退職を
いたしまして、その登録のふえ方はそれほどで
もありませんので、一万五千という人が全部短期
間にふえるといふことは予想できないという感じ
がいたします。さらに、税理士特別試験もことし
ぐらいがいよいよピークでございまして、今後は受
験資格者が非常に減つてまいります。そういう関
係で、私どもは、これから試験を受けて税理士資
格をとる者の数は特別試験では急激に減るだらう
という見通しを持っておりまして、いづれにいた
しまして、税理士として退職後仕事をやる人数
は、この一万五千がすべて一時に出るということ
は考えられないわけでございますけれども、今後

かなり登録者数がふえることは事実だと思ひます。

ただ、先ほどのお話にございました、どのくらいの人数を待てば税理士の仕事に成り立つかというのは非常に個人差がございまして、極端に仕事のやり方によって差が出てまいります。私どもとしては、現在のままで飽和状態にあるとは考えておりません。むしろ御承知のように申告期には商工会議所の職員等を臨時税理士として認めていただかなければならぬというふうな状態になったわけでございます。これによって非常に飽和状態にあるとは考えておりませんが、いずれにいたしましても、この問題は、そういう御指摘のような点もあわせて考えながら、将来の問題として制度として考えていくべきことは事実だと思ひております。

○広瀬秀委員 比較的楽観的な見方をしておられるようですが、これは特に狭き門を突破して一般競争試験の中で専業として税理士をやっておられる人たちにあって、この特試による資格者がほとんど年々歳々ふえ続けていくというところは非常に問題だろと思うし、また特試で合格をした人たちも、せっかくそういう資格はとったけれども、税理士の数が非常に過剰になって、得意先が非常に狭められてお互いに食い合いをするということになったら、その人たちもせっかく特試に合格はしても、なかなか生計を維持し、りっぱな生活を送ってやっていくことにはなれなくなってくるというところにもなかなかないわけで、漫然といまの制度を続けていく限りはそういう事態に必ずなっていくのだというところは、だれが、三つ子が考えても、算術的に考えたってそういう事態になっていくことだと思ひます。

そこで、このような特別試験制度というものを、最初法ができたばかりには、特別な資格認定をやったことはあった。それはその一回一回限りの措置としてやった。しかし、そのあと今度は五年の期限、そのあと当分の間ということでは、

そこに何らの歯止めもないのです。当分の間がもうすでに十六年も続くということになっているわけですね。一体この特別試験を設けなければならなかったほんとうの理由というのは一体どこにあるのか。これは税務職員が非常に低賃金の中で、労働条件の悪い中で、納税者の抵抗や何かあったりという中できびしい仕事に従事している。そういうものに対する優遇措置というふうな観点からこれをやられるとするならば、それはそれなり問題がある。優遇措置というのは、在職時に

おける給与をもっとよくするとかあるいはまた退職時における退職手当というものについて特別な配慮をするとか、ほかの方法というものがあつてはすし、そしてまた税務職員が在職当時から税法に精通し、さらに会計や簿記に精通し、そういうような実力が認められるということになれば、退職のあとにおいてもそれは適当なところ

に、どこにでも引張りだされて来てくれ、来てくれということでも新しい生計の道も得られるというふうなことになる。そういう点でむしろ考慮をすべきであつて、同じ職責を持つ試験で片方は二・二%の合格率という形、片方は九〇%にも近いような合格率という形、こういう不平等というものはあまりにも目に余るものがある。優遇ということであるならば別な方法があるではないかということなんです。その辺のところを、率直にあな

た方の気持ちというものを聞かせてもらいたいと思ひます。

先ほど忍びないということばがあつた。そういう点は別の方向で税務職員を優遇する。そして誘惑に負けず、き然として国民の権利も擁護しながら、同時に適正な税法に基づく納税義務の実現をはかっていくという本来の職責が全うし得られるだけの待遇というものを在職時において与える。またそういうような形で内部における教育あるいは退職時における退職金というふうなものの優遇を通じてそれはカバーすべきではないのか、こういうふうに思ひますが、その本旨はどこにあるのでありますか。

○吉國(二)政府委員 特別試験の初めの状態と申しますのは、先ほど申し上げましたように税理士が八千人程度で、申告納税が定着してくるにつれてある意味では非常に不足ぎみであつたということもあつたと思ひます。それで、そこに実力として税理士に相当するだけの資格を持つ者がいるので、これを当然現実として受け入れるべきではないかという考え方が一面にあらつたと思ひます。

また御指摘のような税務職員のいわば第二の人生の仕事としても適当な仕事じゃないかという面もあつたと思ひます。そういう両面がこの制度の基礎をなしているかと思ひます。税務の基礎においてはそれだけの長い経験を積んだ人間にその能力にふさわしい仕事を与えるという意味では国民経済上も利益であるという判断がさらにあつたかと思ひますが、そういう点が今後どういうふうな条件として変わっていくか。税務職員の待遇という点につきましても、さらにいい待遇をしていただくというのを私はしよつちゅう申しておりますが、そういう点も考えあわせてやっていくべき点はあるかと思ひますけれども、当時の考え方はそういうところであつたかと考えております。

○広瀬秀委員 少なくともこういう試験制度としてはまことに不平等な制度が現に行なわれているわけですが、大蔵大臣はこの制度を設けた本来の趣旨をどのように理解しておられますか。

○水田国務大臣 私は優遇というよりは活用というところばのほうはうがびたりするんじゃないかと思ひますが、この税理士制度の意義、効用、その目的という点からいいますと、一般試験によつて学理も実務も合格してくる税理士も、これは納税者にとっては非常に役に立つことであらうと思ひますが、しかしこの税理士制度を置く目的から考えましたならば、税の実務に長い間従っている者を活用されないということがおかしいんであつて、これだけの実務経験上、当然長い間には税の理論についても勉強をしているはずでございますので、これが活用されるということとは、この

制度を置いた目的から見しても有効なことではないかと思ひます。むしろ一般納税者のためには、こういう経験者の中から有能な人々を活用してもらつたというところのほうは実際に便宜になるんじゃないかというふうには私は考えます。したがつて、これがただ無制限に、無審査で合格するということでは、日本の場合にはむしろきつといつていいくらい

の選考制度でございしますが、やはりこの程度の要件を置いて採用されるということは差しつかえないことじゃないかと私は思ひます。

○広瀬(秀)委員 まあどうにでもとれる説明をなさつたわけけれども、活用するんだと言う。活用するのがある程度はいいだらうと私も思ひます。しかしそれにしても、たとえば税務職員というのとはなるほど税法には明かすでしょう。税法科目は会計学なりの試験を免除される。そして今度は会計学なりの試験を免除する。そして今度ある科目については、本気になって試験を目ざして勉強する者との間にやはり相当な差もあるだらうと思ひます。そういう者についてはしんじやくしてというふうなことで、あるいは口頭試験の段階でこの点数を割り増しをして、ある程度不合理な姿で少なくとも合格をさせていくというふうな、そういうことまでやる必要があるんだらうか。税務についてその試験を免除するというふうな程度でかりに活用をするとしても、これは税法に關してはだれよりも実務に精通しているし、どこにでも使えるんだが、しかし会計、簿記あるいは財務諸表というふうなそういう科目についてはやはりシビアに、一般試験の中で一科目、二科目をとつていってもらうというふうなことでやらなければ、ほんとうに税理士としての職責を全うできないのではないかと。近代的な複雑な経済社会の中で、そういうものがきわめて高度に要求される段階にもなつてきているというふうなときに、きわめてルーズなというか、あまりにも特典を与え過ぎた形でできる限り合格させてやろうという、そういう立場におけるものを与えているという

ることについては、国民的な合意はなかなか得られるものではなからうと思う。

したがって、税法を免除するという特典ぐらゐのところで活用する、そういう限度で押えていくということでない、このままの形でずっと延長をしていったら、これはやはり税理士業界におけるたいへんな混乱にもなるし、またそういう形で税理士になつてゐるんだということでは、必ずしもその実務経験が十二分に発揮されて、りっぱな税理士であるという評価をいただけないことにもなりかねないのではないか。そういうような面もおそれられるわけですね。したがってもうそろそろそれらの問題についても、五年としあるいは当分の間とし、それがずるずると十五年も延びてきているというふうなことになる、これはもうその使命は終わったのではないか。一定の限界を設けてこまではめんどろを見る。当然活用という立場において、こまではめんどろ見まじやうというふうな一線を引いて、現行の附則三十項の試験のやり方というところまでメリットを与えていくということについてはやはり大きな疑問なしとしない。かえって特試による税理士さんの評価を低めるようなことにもなりかねないということにもなるであらう、こういう問題を含めていかがでございますか。

○吉國(二)政府委員 御指摘の特別試験の内容でございませうけれども、やはり経験年数を加えた参酌点というふうな問題について御指摘がございまして、一面において税務職員は税法だけ知っておつても仕事にならないわけございまして、会計、簿記についてもやはり専門家であるということとは皆さんはお認めいただけたらと思うのであります。そういう意味では、私は特別税理士試験があまりに寛大過ぎるという御批判があるかとは思ひますけれども、会計、簿記につきましても実務においては私は税務職員はりっぱな一人前の専門家である、かように考えておりますが、いずれにいたしましてもこの問題は全体の税理士制度を含めまして税制調査会の審議を求めるといふふうに私

は聞いておりますから、その御審議を仰いだ上で結論を出していただきたい、かように存じます。

○広瀬(秀)委員 私どもはどうしても納得できないのは、やはり税理士全体に対して自主性を与えない、あくまで国税庁の厳格な指揮、監督のもとにおいていわゆる徴税の補助機関的なものにして、そのためにはやはり税務職員をそういう形でどこまでも特試制度で優遇を与えながら数多くつくり出して、そして少なくとも長いこと税務職員として勤務をしたんだ、そういう人たちがならば国税庁のいいなりに大体なっていくであらう、こういうふうな、そして補助機関的なものにして、認めるというふうなところへいかないで、補助機関的な立場でどうにでも操作できるような、そういうものにしていくということ、やはり皆さんの決断を鈍らしておる根本ではないかという気がしてならないのですけれども、大蔵大臣、そういうことじゃないのでしょうか。

○高木(文)政府委員 横山先生からの質問趣意書の中にも、先ほどお説きあげになりましたように、私も、私どもが、政府が税理士制度について納税行政の補助機関としてとらえるという傾向があるという御指摘があります。また、ただいま広瀬委員の御質問の中にもそういうことがございまして、私どもとしては税理士制度について納税行政の補助機関という角度で税理士制度を見ておるといふことは全くないつもりでございます。ただ申し上げたいのは、やや似て非だといふますか、弁護士であるとかあるいは弁理士であるとか、いろいろ制度が、自由職業といふますか、そういう制度がございまして、その刑事、民事についての弁護士の職責というものと税務についての税理士の職責というものはたいへん類似していることは私も認めるわけでございますが、しかしそれはまた全く同じではない。どこが違うのかという、冒頭にも申し上げましたように税といふものの性質から出てくるものではないか。しばしば税理士の方々の中で、先ほどもおっしゃいま

したような、いまの税理士のあり方は少しおかしいので、税理士の自主性を認むべしというふうな議論が出ておりました。その税理士の自主性は、けつこうであります。さりとて、それが全く弁護士なり何なりと同じもの、という角度でものをとらえることはよろしいかどうかということになりました。私も、私も異論があるわけございまして、うまいことばがないものですからうまいことばで、うまいことばを言ひたい、中々正な立場というところで非難をされましたが、中々正な立場というところのことばのままで何かそれに置きかえらるべき適当なことばがないために今日まで至っておりまして、そのあまいことばがあれと思つてございまして、何かうまいことばがあれと思つてございまして、さりとてそのことが補助機関だという角度でものを考えているということでないことだけはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 三十九年、法案の審議にあたりまして、主税当局も国税当局もそういうことは考へないのだ、やはり納税者の権利擁護という面は当然持つてゐるのだというところは議事録がありますから答弁の中で幾らでも引用が出来ますけれども、そういう答弁をききかたされておるのです。されておるのだが、どうもこの問題について見通しを立て、そろそろこの役割りは終わった。活用の余地がまだ多いんだという観点に立つておられるようであるけれども、税理士の狭き門を突破した、一般試験を合格してきた人たちは、この問題が一体どこまで続いているの、だろ、税理士を登録して業を始めるというふうなところ、非常に脅威を抱いてゐるというふうなことも無視することのできない、現実の非常に深刻な問題点だらうと思ふのです。そういうものに對してどうもはつきりした態度もとらないということ、とめどもなく合格者をふやし続ける。その人たちは予備軍としていつ何ときでも割り込んでくるといふ問題があるわけですね。

しかも税理士法四十二条においては職員は「離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職務の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。」というふうなことになる。ところが決算委員会が坂井代議士が取り上げた問題ですが、大坂の南税務署署長の天下りについて、問題の六人の署長さんが天下ったという問題であります。昭和三十四年四月から三十六年の七月まで松田さんという方、それから三十六年の七月から三十八年七月まで高井さんという方、三十八年七月から四十年七月まで井内田さんという署長さん、それから溝畑さんが四十二年七月から四十四年七月まで在職した人でありまして、さらに杉井さんという人は四十五年七月から四十六年七月まで、こういう六代にわたる署長さんが大阪のいわゆる日証に天下りしてそこに入つたという。こういう人もおそろく税理士の資格を持っておつた人だらうと思ふのです。こういう場合に一体四十二條の「一年以内」というふうなものについて、国税庁長官が、あなたの代になつてからでけつこうですが、ただし書きで国税庁長官が認めたときはこの限りにあらずという、この承認書を与えたか。この事件でなくてもほかに事例があるかどうか。こういう問題などが非常に問題として取り上げられておるわけでありませう。

○吉國(二)政府委員 このただし書きの承認は、私のときになつてからは一件もいたしておりません。御指摘になりました件につきましては、実は私もどこにだれが関与してゐるかという問題は、税理士の関与届出書——申告書を提出いたしましたときにその届出書を出してゐることとわかるわけございまして、そういう意味では、ある意味ではどうも御指摘のあつた点については不十分な点があつたと反省をいたしております。現在はずべてこの点は正されたいと思ひますが、この四十二條につきましては国税庁で通達を出してございまして、退職者に必ず徹底するようにということを書いておりました。退職者が自分の税務署の管内で、自分と申しますのは、ある税務署の管内で登録をしたという事実があつた場合には、その現在

の署長はその登録をした者に四十二条の趣旨を通知をして、違反のないようにというのをやらせるように励行はいたしております。この点は私も非常に気をつけておりますが、先般のような点は非常に反省を要する点だ、さらに深く注意を喚起したいと思っております。

○広瀬(秀)委員 この法文の読み方ですが、税務署の大体退職時期というのは七月だと常識的にいわれておるわけですが、通常の退職期といいますが、そういうものになっている。そして六月決算の会社は自分の所轄にあった。そういう場合に、税務署長という場合に、それはそういう会社があつて、七月に退職されたというふうな場合には、一年というのとは一年なんですか。退職の七月から翌年の六月三十日までというその間はそれに関与してはならない、こういう趣旨なんですか。どういふように読むのですか。

○吉國(二)政府委員 税理士業務でございますので、申告書の提出あるいは作成というだけに限られませんが、税務相談もございいます。そういう意味では退職してから一年間税理士業務をやつてはいかぬというのが正確な解釈だと思います。

○広瀬(秀)委員 そのとおりにならないで、実際にやっている者があつたというのを私も実は聞いています。そういう点ではきつめてこれは法的なものになっている。大蔵省税務局長官のところはその承認を求めているというふうなことがあつた。そしてその拒否事由の中にこのことが入つていない。こういうふうな点の關係になつていふといふようなことを御存じでしょうか。

○吉國(二)政府委員 私どもは先ほど申し上げましたように、各個人に徹底をはかつておりますが、その結果がいかに思ひます。しかし大部分はわれわれの注意を十分守つてくれていると思ひますけれども、そういう遺憾な事例があればもちろん注意を喚起して是正をするということは当然いたしたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 その点も厳格にやつてもらいたいし、少なくともこの四十二条をほんとうに法制定の趣旨に従つてやるとするならば、二年間ぐらひはその所轄であつた場合にはやつてはならないといふぐらひのものにしたらどうかというふうなことだけを申し上げておきます。

そこで、合格者が一万五千人いま署に待機をしておるわけですね。この人たちが現職時代に大体所轄の中でお得意さんに調査に行つたり、何か税務相談を受けたり、あるいは申告書の審査をしたり、いろいろな仕事を署内でやつておるわけですが、そういう在職時代に大蔵省と先というふうなものを何軒か約束をするというふうなことは、これはもう常識的に考へてあり得ることだし、またいろいろな話を私も聞いておるものと、そういうケースが非常に多い。署長が今度やめるといふ場合には、課長クラスの人たちがいろいろ調査にあつて、署長が今度はやめるのだけれども、税理士を開業するからひとつ頼んでやつてくれ、得意先になつてもらいたい、関与先になつてもらいたいといふような話が大体できて、事務所を開設して登録をするというふうなことが現実には行なわれるといふようなことがやはり一つの問題点として指摘される。こういう問題も、この特試の問題ともからんで、そして在職時代にも試験に合格した人たちが待機をしておる、やめる時期がもう間近だといふ場合にはそういう状態も非常に多いといふ話を私も聞くわけでありまして、絶無だといふ切れる自信がございいますか。

○吉國(二)政府委員 私は絶無だと申し上げたいのでございまして、中にはそういうこともあり得るかとと思ひますが、そういうことがないように、特に私も気を付けておりますのは、第一はあまり長く同一の税務署には勤務をしないように転勤をさせるというのを一つやっておりますのと、それから調査をいたします際に、いわゆる調査対象の選定といふことは、すべて上司に至るまでチェックしております。かつてに自分が調査対象法人を選んではまいといふことにはさし

ておりませんので、調査対象法人とかあるいは個人を常に、異動させるといふようなことで、特殊な關係が生じないように注意はいたしておりますが、そういうようなことが起こらないように今後とも努力をしていきたいといふふうにお答えを申し上げたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 もうこの問題ばかりで時間がだいたちましたので、最後に大蔵大臣に伺ひますが、この問題は先ほどからいろいろ問題点をあげて質問をしてきたわけですが、税理士法の改正の根本的な、「中正な立場」といふ問題をめぐる基本問題、さらには特別試験の問題、あるいはさらに天下りだとかあるいは在職中における関与先の獲得といふようないろいろな問題があるわけでありまして、これらの問題を十分実情を把握しながら、先ほどから私が提案をしておりますように、もうそろそろけじめをつけて、この特別試験といふものを撤するかどうかでも持つていくといふようなことに対しては、廃止の方向で十分ひとつこれは根本問題も含めて検討をされるべきだと思ひますが、その点のお考えを聞いて、この問題について質問を終わりたいと思ひます。

○水田国務大臣 もう相当に長くなつておる制度でございますし、したがつていろいろさういふ御批判もございまして、ときでございますから、いま国税庁長官が言いましたように、やはり税制調査会にもこの問題を検討してもらつたといふような形で検討をしてまいりたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 問題点はいろいろ指摘したわけですから、これらの問題点を十分踏まへながら、また税理士会の諸君の意向等も十分反映をさせて、近いうちに税理士法の全面的な基本問題を含んだ改正をやられるように強く要望をいたしておきたいと思ひます。

うなものを私なりに調べてみたわけでありまして、五年前につくつたものでありますから、その後の大幅な給与の引き上げ等で、できるだけ少なくなつても三十五年動続で五百万までは退職金は課税しまい、こういうことで制定の当時はかなりのおそらく八、九割以上と見ていいと思ひますが、退職金課税から免れたわけでありまして、いま現に国鉄の例を引きまして、三十年動続で、これは職名によつて、職階給がありますから、若干俸給にも差がある。したがつて退職金にも差があるといふことになるのですが、三十年動続では三百五十万が退職金控除を受けられるわけでありまして、ところが、四十六年の退職者の実例を調べてもらつたのですが、これは日本国有鉄道の職員局から出たものであります。助役が大体三十年動続で五百五十一万退職金をもらつております。それから機関士が四百七十九万、専務車掌が四百五十七万、旅客掛三百九十四万、構内掛四百四十八万、軌道掛、これは保線関係のあれですが四百七十七万、用務掛三百九十九万。用務掛とか旅客掛といふ人たちは、職種としては一番下の職種になりますから、比較的給料が安いといふことで三百万台であります。それが、それでも三百九十四万とか三百九十九万といふようなことになつておるわけなんです。三百五十万の退職金控除しか受けられないといふことになりまして、みな軒並み全部税金がかつておるわけですね。

当時は三十五年、五百万といふことで、最初十年が一年につき五万、次の十年間が一年につき十萬といふようなぐあいにして積算してきたあの當時は、ほとんど大部分は税金を課せられない状態であつたけれども、いまではほとんど全部が退職金にかなり重い税金がかかるというふうな事態になつておるわけでありまして、三十五年のところで見ますと、これは五百万が控除されるところでありまして、助役が六百六十八万になつております。機関士が六百四十一万、専務車掌が五百三十九万、旅客掛が五百五十五万、構内掛が五百六十八万といふような状況になつておるわけですね。そ

の他の三公社、専売あるいは電電、公務員関係は資料がどうしても四十四年までしか集まらないのですが、その後の賃金上昇分を考慮しますと、やはり大体同じような傾向になると思うわけであり、そういう問題ですから、どうしてもやはりことし年内にやるかあるいは来年になるか、いずれにしてもすみやかな間にこの退職金課税に対する見直しをやって、少なくとも退職金の現状に照らして、五年前の現行の退職金課税を実現した当時と同じような状況になるように改正をしていただかなければならぬと思うわけですが、この点に対する大蔵大臣の考えをひとつづきと聞かしていただきたいと思います。

そこで、私も要望したいのは、少なくとも三十年勤続では大体六百万ぐらいまでいってほしい。三十五年で八百万、このぐらいまでいかなければ、最近の退職金に対する課税がきつめて重課されるという結果になるのであって、その辺のところも含めてお答えをいただきたいと思うわけであります。

○水田国務大臣 退職所得の控除額の引き上げにつきましては、財源があればやりたいと考えておりましたが、昭和四十七年度の税制改正では、諸般の事情からこれを見送ったものでございます。御質問のように三十五年で八百万円程度という額が適当かどうかはともかくといたしまして、御要望のように昭和四十八年度の税制改正におきまして引き上げをはかりたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 これはぜひひとつ実現をしていただきたいと思うわけであります。

それから第二番目にお伺いしたいことは、最近労働力需給がここ数年非常に逼迫をしておるわけであり、ドル・ショック以来若干求人求職の関係が逆転したというような時期はありましたが、それでも、それもまたもとに戻りつつある、景気の回復とともにまた労働力需給というものがきわめて逼迫をしていくという状況であります。そういう中で共かせぎという事例が非常に多くなっておるわけであり、労働者の四十六年の統計

を調べてみますと、有配偶者の女子が働いている——これは男子は大体働いているのがあたりまえと見て、四百七十九万という数字が共かせぎ夫婦とまず推定される数字であります。労働者の調べでありますから、これはほぼ間違いのない数字である、こういうように出ておるわけです。

そこで、前回委員の質問で、いわゆる所得税における寡婦控除の問題をめぐりまして、扶養親族がなくなれば寡婦控除は同時になくなってしまう、こういうことであまりにも気の毒だということで、死別した寡婦というもののだけは、今度は百五十万の所得制限をつけながらもやろう、寡婦控除だけは残そう、こういうことで、死別した者だけというところで、生別の者には適用されないというような問題点が指摘されました。こういうような死別者あるいは離別者、こういう女子も百十六万もおるといふことであります。したがって、皆さんが出された改正点もそれはそれなりに一つの前進であります。しかし、死別と生別とを分けるかという問題については、憲法上の議論にまで発展をしながら問題になってきたわけですが、これはまたこのあと掘さんがやられると思いますが、その点は申し上げませんが、いずれにいたしましても、共かせぎ夫婦が多くなり、かぎ子というような非難がだいたい出ておるわけであり、そういうことが問題になって、不良化やあるいは不慮の事故にあつたというようなことをおそれて、共かせぎなるがゆえの追加費用というお金の経費というふうなものをかけて、お手伝いさんを頼むとか近所の手すきのおばあちゃんに頼むとかあるいはその他のいろいろな形で余分な費用というものを共かせぎ夫婦というものはかけておるはずなんです。これは実態調査をしていただければどのくらいかかるかというところはわかるわけですが、相当な費用であるに違いない。少なくとも月十萬から十五萬ぐらいのところはかかっているのじゃないかと思うわけですが、少なくともその程度のよけいな費用を支出して初めて共かせぎが可能になる、こういう状況なんです。そ

ういうことで、これは給与所得における夫婦の二分二乗課税方式などの問題とも関係がありますけれども、そういう問題との関係も含みながら何らかの形で、子女養育のために共かせぎなるがゆえに余分な出費をされているという者については、税制上何らかの控除のようなものを、何というか特段に、試験的に言えば子女養育費控除とでもいいますか、そういうような中身のものを何らか考へるべき時期に来ている、私はこのように思うわけであり、これがこれについて何らかの形でそういうものの実現をはかるべきだ。これに対しての御所見を伺いたいと思うわけであり、

さらに現行制度では配偶者のない所得者の扶養親族の一人目について十五万円。一般の扶養控除の十四万円に対して一万円の色をつけたといひますか、さき上げをしておるわけですが、これについても一万円ということではあまりに実情に即しないものである。やはり配偶者のない所得者といふものはそれなりの多くの経費といふものをかけておるだろう、このように考えるわけであつて、この点についての配慮といふものを少なくとも配偶者並みと私は主張したいのであります。配偶者よりやや少ないといふ十八万なり十九万なりというところまで持っていくべきではないのか、そのほうがこういう特別な事情にある人たちに對する非常に適切な税制の配慮であるだろうと思うわけであり、その点もあわせてひとつお答えをいただきたいと思うわけですが、

○水田国務大臣 子女の養育費といふことが世話費といふことです。この控除は所得税における研究課題として従来から長い間検討してまいりましたところでございますが、わが国の所得税制が所得者単位課税によつていますところから、共かせぎについてこれを認めるということは、片かせぎ世帯との負担のバランスから非常に問題がございますので、この問題は長期的な課題として慎重に検討してまいりたいと思ひます。

ところで配偶者のない所得者の一人目の扶養親族の控除につきましては、御指摘のような十八

万、十九万という額については検討の余地がございますが、引き上げの方向でこれは必ず措置してまいりたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 非常に前向きな答弁をいただきましたが、少なくとも明年度においてはぜひこれを実現するように強く要望をいたしておきます。

それから、個人事業所得のいわゆる青色申告者について事業主報酬制度を導入する問題、これは長い期間にわたつてずっと論ぜられた問題でありますから、どうかこれは申し上げませんが、この問題に対するお考えは一体どのように主税当局は考えておられるのか、主税局長からでけっこうですが、事業主報酬制なりあるいはまた事業主控除なりというふうなものを設けられるお考えがあるかどうか、そしてまた税調に對してそういうものを持ち込んでいく用意があるかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 これまでも他の委員の御質問にお答えしたことを思ひますが、事業主報酬問題を中心としたしまして、個人事業所得者の課税の問題につきましては、当然にサラリーマンとか、あるいはまた法人の事業者とのバランスの問題にも触れますので、相互の関係を見ながら、いかがいしたいかというところを中心に検討してまいりたいと思ひます。

そのためには、去る四月中旬に税制調査会のはうで小規模企業といひますか中小企業の課税問題についての特別調査会が設けられましたので、この特別調査会が設けられた趣旨は、ただいま御質問がありましたような点、また私がたいま申しましたような点を中心に、そこで議論をするというところでございます。たいへん問題が大きい問題でございますが、あるいはかなり時間がかかるかもしれませんが、各方面から非常に強く要望されておりますので、なるべく早く答申をいただけるように期待をいたしたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 ぜひひとつ誠意をもって、そ

いう方向が実現するように努力をいただきたいと思ひますが、大蔵大臣、いかがですか。

○水田国務大臣 いま、その方向で努力中でございます。

○齋藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 私の党としては、この税三法についてはきょうは最後になりますので、大体総まとめという意味で簡潔に伺いたいと思ひます。

まず、三法の具体的な問題につきましては、特にたゞいまの退職所得控除の引き上げその他については、まれに見る水田大蔵大臣の歯切れのいい答弁をいただいたのですが、どうかこれは低所得層に恩恵を与えなければならぬという意味で、積極的にひとつ実現をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、所得税の減税であります。これにつきましてもぜひやりたいという先日の竹本委員に対する答弁、たゞいまの広瀬委員に対する答弁等で、年内減税も含めて努力をしたいということでありましたが、私はここで特に大蔵大臣に年度内の所得減税を実施してもらいたい。この腹を固めてもらう意味で、二つの点をあげて伺っておきたいと思ひます。

まずその一つは、税の公平という観点、もう一つは国民生活を中心に考えた上で、こういう二点で伺いたいと思ひますが、まず公平という点から見て、どうも私も納得できない点は、一つは納税者数に対する納税割合、まず四十七年度の給与所得者数を見ますと、二千九百二十一人、四十六年度よりも約二百五十万人ほど増加しておるわけですが、これは全サラリーマンの大体八二%が納税義務者になっている。これに比べて農業所得者の割合は一五%程度、その他の事業所得者が大体三三%、こういう納税義務者の割合を見たときに、割合だけを見てもサラリーマン等に非常に重くのしかかっているという感じを受けるわけです。時間がありませんから私のほうで全部意見として申し上げますが、二つ目は、法人税率について

は先般竹本委員に対して、世界的な水準よりもまだやや低いから逐次上げていきたい、こういう答弁がありました。法人税全体とこの所得税を比べてみてもやはり所得税のほうが少し強い課税が行なわれている。さらにいままでのいろいろな問題になつておりますけれども、四十六年度中に土地を売った者に対して、これはいろいろな政策的な意味があると思ひますけれども、一〇%の課税というところで優遇措置が講じられた、その結果長者番付の百番中九十人もの土地を売った所得者だ、こういうことで勤労所得者と土地を持っておる者との格差が大きくなつてきた。こういった問題を見てもこれではどうしても公平とはいえないではないかという感じがするわけです。

さらに昭和四十六年度の年内減税の恩恵について私も指摘してまいりましたけれども、あの年内減税では年収五百万円以上の高所得者には非常に恩恵があつたけれども、最も重要な二百万円クラスの人たちに對する減税というのはスズメの涙ほどという状態であつて、あの時点だけを見ますと所得税の中のアンバランスが見られる。これをこのまま四十七年度に持ってきているということでは、こうしたアンバランスを助長した結果になつていないか。こういう点から公平を唯一とする税の本旨にもとる。こういう意味から年内減税はどうしても腹をきめてやってもらいたい、これが一点です。

それからもう一点は、国民生活を十分考慮してみると、やはり年内の減税が必要であるということとをひとつ考えていただきたいという意味なんです。さきに厚生省が発表をいたしました「国民生活の実態調査」によると、四十六年度のわが国の平均世帯家族数が三・六人、これに対する年収の平均が大体百三十万円、年収二百万円以上というのは全世帯の大体一七%余りなんです。大部分が二百万円以下である。さらにこの調査の中で、老後の生活に対する意見をアンケートをとって求めたところが、生活が困難だというのが五一%、それから将来の暮らしはどうかという問いに對し

ては、子供にたよる以外にないというのが七三・六%、暮らし向きについては普通以下だと答えた者が八二%、もうほとんどが生活がたいへんである、こういう状態であります。

さらに、生活面でもう一点物価問題を見ますと、公共料金の値上げ、さらに土地対策が野放しになつてゐるためにこれが非常に物価を押し上げている、住宅費その他暮らしにくい面を助長している、こういう状態を考へてみましたときに、どうしてもこれら低所得層の人たちの生活を考へてあげることが福祉に転換した税の重要な課題であらう、こう考へるわけです。したがって、ぜひやりたいという大臣の答弁には私も非常に心強く感じてゐると同時に期待をするのですが、もう一度この努力をしたいという点についてははっきり確認をしていただきたいと思ひますので、大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 所得税の減税が国民全体の強い要望であることは十分承知しておりますのでございします。私としてもぜひ減税はやりたいと思ひます。その場合は、たゞいま御要望がございしましたように公平な減税ともう一つはやはり国民福祉に沿つた減税ということ考へていきたいと思ひます。ことに所得税の減税について、いま二百万程度の者に非常に薄いということ言われましたが、これは昨年の年内減税のときのことであらうと思ひます。昨年度は当初において年末において二回減税を行なつておりますが、当初減税のときにおいてこの二百万円程度のところの所得者について相当優遇措置をとっておりますので、むしろ十二月の減税はその均衡は正の意味を持つた減税でもあつたということから、今後の減税につきましてもやはり全体の均衡のとれた所得税の減税が望ましいと思ひますので、そういう点に十分留意したいと思ひます。

ただ、そういう御要望の年内減税ということも含めまして、どのような時期に所得税負担の見直しを行なうかということにつきましては、今年度はまだ始まつたばかりでございますので、今後の税

収の背景となる経済情勢の見通しがたゞいまのところ必ずしも明確でございしません。したがつてどれだけ早くその機会が到来するかということについては明確に予想はできませんが、いずれにしても現在明確に予想はできませんが、いづれにしても所得、物価水準等の動向に注意するとともに、租税収入の推移に留意して対処してまいりたいと思ひますので、どうかいまの国民生活を考へて実現の方向で努力をしていただきたいということを強く要望しておきます。

○松尾(正)委員 これは税制の本会議質問以来、私も公明党はもちろん全野党の強い要望でありますので、どうかいまの国民生活を考へて実現の方向で努力をしていただきたいということを強く要望しておきます。

それから、これは私の個人的な考へなんですけれども、サラリーマンの必要経費というものが、諸物価の高騰を含め、またサラリーマンが非常に多角的な業種に移つてきておりますために、現在給与所得控除現行十三万円を押えていくということとは、これは非常に困難なものもあるのではないかと考へることが考へられるわけです。したがつて、この給与所得控除定額分についてやはり考へていかなければならぬと思ひます。これについては大臣はどういうふうにお考へになつておりますか、伺いたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 給与所得控除の額につきましては、最近かなり早いスピードで上げられてきたわけでございます。特に定額控除は最初一百万円という低い水準から始まりまして、十年間にいまま十三万円でございますから十三倍にも上がった、こういう関係にあるわけでございます。そこで給与所得者の減税ということ考へます場合には当然給与所得控除の問題を相当ウェイトを置いて考へなければならぬわけでございますが、先ほど他の委員から御指摘がございましたように、事業所得者の課税問題も起つておることは御存じのとおりでございます。そして事業所得者の課税問題は、個人事業所得者について一種の給与所得控除的なものを認めようという御主張になつてゐるという関係もあるわけでありまして、ま

た、白色の問題もいろいろ問題になっているといふこととございすので、ただいま松尾委員からおっしゃいました給与所得控除問題は、給与所得者のサラリーマンの課税の問題としてはよくわかるのでございすけれども、他の事業所得者等の課税の均衡との関係から申しますと、かなり苦しいところに置かれていてございす。

○松尾(正)委員 私、この給与所得控除そのものをとらえていくという点については、いろいろ関係で非常にむずかしいといふことは理解できるのです。そこでひとつ、これはむずかしいんですけれども、サラリーマンの職種というようにのが非常に多様化している。したがって、相当上げて、現行十三万よりもっと上げて、カバリー切れないような業種、職種についている人たちが現在でもあろうし、また今後そういう者もどんどん出てくるんじゃないかといふことが考えられるわけであつて、したがってこれらの人たちに不公平でないように、これらの人に十分こたえるようにするためには、ここでやはり一律な定額でなくして、米あるいはフランス、西独等で採用している実額控除の申告制を検討してみたらどうか。これは考え方によっては高所得者へののみ有利な方向といふことも一応は考えられるのですけれども、しかしこういうふうなサラリーマンの職種が多様化してきた場合には、やはり必要経費といふことについてある程度考慮していくことが大事ではないか。したがって、実額控除に対して申告制があるいは定額を選ぶか、この選択制方式等を検討することが大事ではないかといふふうに考えますので、大蔵大臣、この点については定額控除、つまり一律に給与所得控除でもって一本で押していく方向が妥当であるのか、あるいは実額控除等を考へて、それで選択の機会を与えるといふことがより公平になるのかという点につ

きまして、大臣はどう考へておられるか。むしろこれは検討を積極的に進める時間にもう来ているんじゃないかと思ふのですけれども、これに対する大臣の考え方を承りたいと思ひます。

○水田国務大臣 この選択の問題は、すでに税制調査会において一べん検討された問題でございすが、結論としてはまだ時期尚早といふこととございまして、むずかしい問題だといふことに現在なっております。と申しますのは、やはり必要経費といふて、何が必要なる費用であるかといふことが、実際にいへばむずかしいこととございすので、その問題を解決しないで問題を残したままに制度を採用するといふことにしますと、税務執行上非常に混乱を起す。これは確かに費用だといふてがんなる技術のうまい人、またなかなか強い人などそうでないおとなしい人によつて、ずいぶん税に場合によつては不均衡が起さるだらうといふような問題がございす。まだいふところではこの選択制といふのは採用するのが尚早だといふのが、税制調査会で検討した一応の結論でございす。

○松尾(正)委員 確かにいま大臣のおっしゃったような点も、これは難点ではあると思ふんです。けれども、国民の一番大事な税の公平という点から、やはりいま単に時期が早いといふだけでなしに、今後引き続いて検討していただいて、全体の税の公平のためにこうあるべきだといふことで検討を進めていったほうがいいんじゃないか、こういう考え方を私持っておりますので、これは検討を進めていただきたいと思ふんです。

それから次に、土地税制につきまして伺ひたいのですが、土地問題、土地税制といふことが非常に大きな問題になっておりますので、私はここで簡潔にしたいために、建設省からもおいでいただいているのですけれども、この土地成金を生んだ理由その他も伺ひたかったので、そういうこととは省いて、竹本委員から先日土地政策がないからといって税制をいかにけんしてはならぬ、こ

だと思ふ。けれどもこの土地税制については、やはり限られた土地ですから、したがって需要がもう無制限という状態でありまして、非常に税制が先行して、手を打っていかねばいけません、いろいろ問題が起きてくるんじゃないかといふことが考えられる。土地税制には限界があるんじゃないか、こういうふうな思ふんですけれども、その限界があるからといってしつかりやらなければいけません、こういうむずかしい土地について税制だけが先行するといふのはいけない、やはり土地政策をまずはっきりさせるべきだ、こう思ふわけでありす。

建設省においていただいておりますが、この土地政策がやはり先行しなければならぬと思ふけれども、その点についてはどうですか。

○河野説明員 おっしゃるとおりでございまして、土地政策といふのがむずかしい非常に総合的な施策であることを要求されております関係から、各方面の力を合わせましていろいろなことをやってきたことは、果次にわたります御答弁申し上げたところでございす。しかし、なかなか効果があがっておりません。これまた事実でございす。この効果があがっていないといふこと、言いわけになります、それぞれの施策が効果を生むまで非常に時間のかかる施策であるといふこととございす。

御承知のように、税制その他土地政策の展開の基本となります土地利用計画の確立といふこと一つをとりますと、都市計画法を成立させるまでに数年かかり、成立した都市計画法に基づいて線引き作業も民主的な手続を経ます関係から二、三年かかっております。現在まだ九十数%しかできていない。また地価公示制度も、全国にまたがります市街化区域全域についての地価公示の目標、これは四十九年になりましてようやくできるというふうな次第でございまして、なかなか土地政策そのものが供給対策あるいは長期的投資、仮需要の抑制策、あるいは人口、産業の分散策等々とりましても、非常に時間のかかるものであると

いうこととございす。今後とも、しかしそういう各般の施策を強力に進めてまいりたいと思ひております。

○松尾(正)委員 確かにこの土地政策が簡単にいくものだったなら、もう当然整備されておるわけですが、いまの答弁のとおりむずかしいと思ひます。けれども、ここで一点、これは建設省にも大蔵大臣の意見も伺ひたいのですが、現在の地価の価格で、この固定資産税に対する価格、相続税に対する価格、取用に対する価格あるいは全国の公示価格、これらがばらばらであつてはつきり統一されていない。ここに一番いろいろな問題を発生して来る原因があるんじゃないかと思ふのです。すでに審議会あたりでもこの公示価格、全国の土地価格を統一しろといふ意見は出ていす。うのですけれども、私はこれを現実しない限り、いまのいろいろな首都圏計画も近郊計画も都市計画も、その他都市の過密過疎といふ問題等も、ますますむずかしさを生むばかりじゃないか、こう思ふわけでありす。もちろん、全国の土地価格を統一しろといふ事業、これはたいへんな事業でありすけれども、しかしいまのようなことといつてもむずかしいからとやめていくよりも、むしろこれを計画的に手がけていくことがい

まの段階としては一番大事じゃないか、そう思ふのであります。そうして、それに基づいて固定資産税が、評価が上がつてしまふといふことはもちろんあると思ひますけれども、それらは税率の面で勘案できる、こういうふうなことでいけば補完的な税といふものが生きてくるのではないか、こう思ふのですけれども、この全国の土地価格の統一についてその実現がはたして可能なかどうか、そんな点を含めてお答えいただきたいと思ひます。終わつたあとで、ひとつ大臣からもお答えをいただきたいと思います。

○河野説明員 ただいまの御趣旨まことにこもともとでございす。政府におきまして、昭和四十五年の八月の地価対策閣僚協議会の決定にお

きまして、今後地価公示法による公示価格との関連において公的土壌評価の適正化と一本化をはかるべし、これが検討事項として決定されております。ただ、先生もおっしゃいましたように、全国の土地、これは何万筆、何億筆あるかわかりませんが、その各土地について、公示価格を中心としたしめて統一ある評価体系を形成するということは、おっしゃるとおりたいへんむずかしい問題でございます。私もといたしまして、この地価対策閣僚協議会の決定に基づきまして、地価公示の標準地点の増加、対象地域の拡充ということをはかるとともに、各筆の地域の公示価格の基準方法というものにつきまして、科学的な方法ありやいなや等も含めまして現在研究中でございます。ある段階が参りましたら、大蔵省、自治省等とも協議をいたしまして進めてまいりる所存でございますが、必ずしも不可能ではないというふうに考えております。

○水田国務大臣 地価の公示制度の普及ということは、これは望むべきことでございますが、実際においてはなかなか困難でございますが、ぜひこれはそのような方向で普及させたいと考えているわけでありまして。従来は各土地の地目、地柄、性質、価値、みんなそれぞれ異なっておりまして、それでそれに即して一応評価が違っておりまして統一されていなくても、そう支障なく制度が運営されてきたが、もう最近のように開発が進んで、既開発のところは行き詰まってしまっておりまして、未開発のところは急速に開発されるというので、土地の価値が全く違ってきておりますので、したがって、従来一応均衡がとれておった評価というようなものもここへ来たら非常に支障を来たすことになってくるので、そういうところから順次公示制度を拡充していくという努力をすべきであるというふうに考えております。

○松尾(正)委員 確かにむずかしいのですけれども、いまのような評価基準がばらばらですと、そのつど努力しながら問題が起きてくるわけですね。固定資産税、相続税の場合には、どうもこれ

は高いから安くしてくれ、それから取用あるいは公示価格による場合にはもっと上げてほしい。これは当然だろうと思うのです。したがって、いま大蔵大臣の場合には、全国の公示価格を拡充していきたい、こういうことですが、要するにそれらを統一するという方向については、大臣もそういうお考えをお持ちですか。拡充していくということは、いまの全国の公示価格制度をどんどん広げていくということ、これはもう当然のこととありますから、いま建設省で考えておったのは、この相続税や取用あるいは固定資産税の基準価格が違ってくるからこれを何とか一本にした上でいきたいという考え方なんでしょうか。その点については大臣、どうでしょうか。

○水田国務大臣 公示制度が普及すれば、したがってこの基準が当然統一されていくということになると思います。

○松尾(正)委員 これはむずかしい問題です、私も現実的にこうという考えはありません。困難ではありますけれども、四十五年度から出発をして努力をされておるようでありまして、まずそういう実現の方向でぜひ努力をしていただきたい。これは私の個人的な考え方でありまして、それから、法人税については、国際水準より若干低いのでさらに今後税率その他を努力していく、こういう御答弁でございましたけれども、前回の租税特別措置の審議のときに、鉄鋼その他の租税特別措置の適用を見ますと、非常に多項目におたつて措置が講じられていた。これらも全部が全部まっけつぱなしというわけではありせんから、これを一律に取り除くということはできないと思ひますけれども、税率の面で軽減をしていく考えなのか、あるいはいま不公平だといわれている租税特別措置を整理しながら並行してやっていたいようにするのか、その点だけ大臣の考え方を伺っておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 法人税の負担水準の問題は、いま御指摘のように、税率とそれから課税標準の問題と両方から検討されていくべきものだと

思っております。四十七年度は、御存じのように五%の加重税率をそのまま継続させていただくというところが中心であったわけですが、同時に輸出振興税制の整理等若干課税標準を直すというところも一部行なってきたわけでありまして、今後とも税率の問題も当然検討されていくべきものと思ひますが、先般租税特別措置法の御審議の際にしばしば御指摘がありましたような各種の問題等を中心に、税率以外の問題につきましても絶えず、常時見直していかなければならないというふうに考えております。

○松尾(正)委員 最後に相続税について、実はきょうの新聞に、大蔵省が妻の座については引き続き優遇をするという中産階級に対する優遇措置について腹を固めた、こういう記事が出ています。大蔵大臣はだれがこしらえたのだらうという答弁をされたのですけれども、この相続税に對する来年度以降の考え方を伺って私は終わりにしたいと思ひますが、このとおりかどうか、もし見られておたら、それだけ何えばけっこうです。

○高木(文)政府委員 申しわけありません、けさの新聞をよく見ていないのですけれども、実は本年は相続税については、御存じのように妻の相続というところに重点があったわけですが、今後に残された問題といたしましては、やはり本年度の改正の際に、私も事務的に検討いたしました際に問題になりました点の一つは、現在の基礎控除の額、大体相続人五人で、妻がある場合は千二百万円になっておりますが、この基礎控除の額がそれでよろしいかどうか。これは、相続財産の中に土地の占めるウェイトが非常に高く、そして土地の評価額が急激に上がっていることとの関係上、この千二百万円というものがいいかどうかという問題が一点と、それから一般的に相続税の税率そのものにつきまして、かなり長い間据え置きになっておりますが、それがそのままではよろしいかどうかという点が一点。これはやはり、いつも申し上げておりますとおり、控除と税率の

組み合わせでできております関係上、ある程度控除額と税率とを組み合わせるべきではなからうか。これは四十八年度の問題になるかどうかはちょっといまこではっきり申し上げかねますが、やはりその二点は追っかけ検討すべき問題と思っております。

それからもう一点は、先般来国会で、衆参を通ずる各委員会非常に御指摘を受けましたのは、贈与税のこの四十万という額がかなり長期据え置きになっておるので、これをこのままでもいいかどうか。これまた物価、なかなか土地の評価額との関連上あるいは見直すべき時期に来ているんじゃないかという御指摘があり、また、なかなか妻に対する贈与、これは居住用財産について三百六十万円の特別控除がありますが、この三百六十万円は、昨年度の税制改正で大幅に増額を願ひまして、百六十万から三百六十万まで上げていただいたわけですが、なお、都市部におきまして土地、家屋の値上がり等から考えまして少ないのではないかとこの問題点、そこが一番当面の問題であらうかと思っております。で、相続税、贈与税の問題は、とかく、所得税、法人税等と比べますと偶発的なものでございますので、改正がおくれがちでございますけれども、やはり物の値段、評価の変わりが激しいので、従来のように何年か置くということではなしに、随時少しずつでも手直しをしていくべきものでなからうかというような感じを持っております。

○松尾(正)委員 所得税減税その他について非常にきめのこまかい、むずかしい大臣も積極的な発言がありましたので、ぜひそれを実現していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○齋藤委員長 堀昌雄君。堀委員 最初に、石油ガス税に関する問題を少しお伺いをしたいと思ひます。昭和四十一年でありましたか、当委員会石油ガス税法が修正をして決定をいたしました。そのときに、当時修正案の提案者でありました山中貞則委員が触れて

おることでありすけれども、この石油ガスを税を取りますについて、その納税義務者をどうするかという問題について、実は石油ガス、プロパンガスというものが国民の燃料消費として大きな部分を占めております関係上、これを蔵出し税等のような処置をすることはたいへん複雑になるという関係もありまして、この石油ガスを税を取る目的が、ガソリン税との権衡の問題にあつたわけでありまして、要するに目的は自動車等の石油ガスの使用に關して税を取ればいんだ、こういうことになつていたわけでもありまして、その関連から、石油ガスのスタンドを納税義務者とするというに法律は決定をしたわけでありまして、けれども、これらの決定の経緯の中には、与党としても検討が十分でなかつた点があつたので、それらの問題については今後十分に配慮をして運用をしてもらいたいというような一つの発言が実は行なわれていたわけでありまして。その後、もう御承知のように長い時間の経過があつたわけでありましてけれども、その中で、当時、最初の法案では納税の日数が六十日と定められておりましたものが、それでは少し問題があるというので九十日に修正をされて今日に至つておるわけでありすけれども、LPGガスの協会のほうの調査によりますと、これらについても、昭和四十五年四月のデータでありますと、納期までの回収が五三・一八%で、納期後の回収が四六・八二%ということで、かなりLPGガスのスタンドがこれを立てかえて納税をしておるといふような実態も明らかになつてきておるわけでありす。

そこで本日は、ちょっとこの問題に關連してお伺いをいたしますが、私は、税の公平の問題というものは、やはり同一の業種、業態の場合にはその権衡がとられることが相当ではないのかと、こう考えるわけでありす。そういたしますと、現在LPGガスのスタンドとガソリンスタンドとの間には税の面ではたいへんなアンバランスがある、こう考えますけれども、大臣はどういうふうにお考え

になるか、最初にちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 おそらく御指摘の点は、揮発油税の場合には製造者において納税をいたしまして、納税済みの、したがつて課税額を含んだ価格によつてガソリンスタンドが販売をするという形になつておりました、その場合に製造業者の段階ですべてに課税を受けておりますので、それが運ばれ、実際に販売されます際には欠減が生ずるといふことは当然考えられるわけでありす。そういう意味で、課税をいたします際に、実際に製造業者から移出をいたしました数量に対して一・五%の欠減控除というものを認めておるわけでございます。しかしこれはあくまでも実際にその一・五%欠減するとすれば、石油がなくなると同時に税はその分だけからなるわけでございますからそれを引くという意味でございますが、その場合に、実際に欠減を起すのはどこかと申しますと、製造業者の場合、つくつたものをすぐ出すわけでございますから実際は製造業者のところでは欠減がない。実はそれが運ばれて、そして最後にガソリンスタンドに入つて売られる最終段階まで欠減が起つておるはずである。そういうことから、納税義務者のところで控除されました欠減の控除額というものは、実は末端まで流さなくちゃいかぬじゃないかということ、一部納税義務者である製造業者からガソリンスタンドに、その分に相当するものとして幾らかの欠減控除料というものを払つておるという事実がございます。

これに對しましてLPGの場合は、LPGスタンドで実際に詰めた、その量を課税標準にいたしますので欠減というものは生じようがないわけでありす。したがつて欠減控除というものは全然ない。認められていない。その点がしいていへば違ひがあるということかと思ひます。

○堀委員 一番大きなところをあなたははずしてゐると思うんですね。いま私も前段で触れたように、ガソリンスタンドは納税に關してはフリーなんですよ。LPGガスはスタンドが納税義務者にさ

れてゐるわけですね。しかし、本来的に言うならば、立場は同じなんです。揮発油を売るときもLPGガスを売るときも、スタンド業者としては同じ業態の仕事をしてゐる。片方はたまたま国民が広い範囲に使つておるものだから、LPGガスのスタンドをもつて納税者としてゐる。片一方は、いろいろ議論があつた農業用ガソリンその他の問題がありましてたけれども、その部分はウエイトが小さくて、ガソリンというのは主として自動車を使用するということ、製造課税になつて、当委員会でも長年にわたつて私も農業用ガソリンの問題と

いうのをやつた経緯があるわけだけれども、そういうことになつておるわけですね。だから、要するに、片方は納税義務者として納税の諸般の事務を請け負わされ、そしていまのように九十日の納期となつてゐるけれども、実際には納期を越えて支払いを受けるものが四七%程度もあるということ、要するに、本来ならばそれを使用する者が納税すべきものをかわつて納税をして、おまけに支払いが出来るから、その人たちの払ふべき税金をスタンドが立てかえて払わなければいかぬということ、納税者であるとなつての違ひが一番大きな違ひじゃないでしょうか。国税庁はそういうところはおかまいなしで、とにかく欠減だけの、リベートだけのわずかなところに差があるなどという認識は、私はちょっと国税庁長官の認識としてはいかかと思ふのですが、答弁する余地があればひとつ答弁してください。

○吉國(二)政府委員 これは前提にしてお話になつておると思ひましたので、ちょっとちつたわけでございます。ただ、いまも申されましたが、やや似た問題はガソリンスタンドにもあるというところをガソリンスタンド側は申しておるわけですね。つまり、サイトが違ふ。製造業者に対しては払うサイトが力関係で非常にしぼられておる。それに對してガソリンスタンドが消費者から受けるサイトが非常に長い。そういう意味では、税を含んだ価格で売られてゐるのであるから、いわば、税を立てかえてゐるのは自分らと同じだと言

い方をいたしておりますが、納税義務が本来的に違ふ、これはもう仰せのとおりでございます。

○堀委員 大臣、いまお聞きになつたようなことで、ですから、大臣もその相違は少し頭の中に入れていただいたと思ふんですね。本来ならばみなこういうような税というものはガソリンなりLPGを使う者が負担をするのが一番筋だと思ふのです。ただ、それではなかなか課税の問題としてむづかしいし、いろいろな取り扱い上から、課税上一番やりやすいのは根元で取るのが一番やりやすいということが一つありますから、だから、その結果こうなつておると思ひますけれども、いまの国税庁長官の話を聞いておると、ガソリンスタンドは、ガソリンを供給するものは大手の企業で、なかなか問題があつて、消費者のほうも払いが出来るという点はLPGも同じですね。LPGは中小企業が供給しているかといつたら、これもやはり大きな企業じゃないですか。吉國さん、そのところはそんなに違ふぬと思ふのです。LPGというものは、大体、輸入業者は別だろつけれども、出てくるのは大体石油精製で出てくるわけですからね。それから使用者は全部タクシーと乗用車ですからね。トラックもあるかもしれせんが、これは業態として谷間にはさまつてゐるという点は同一なんじゃないですか、どうですか。

○吉國(二)政府委員 そういう意味で、LPGのスタンドがサイトの点で非常に不利であるという問題は、ガソリン業者にも同じことがいえるというところをガソリン業者が言つてゐるということ、申上げたわけですね。なお、ガソリン業者の言ひ分は、税法ではLPGも揮発油税も同じような納期と延納期を持っておりますが、納税者である大業者のほうは納期でしぼられるから、したがつてスタンドへのサイトがきつくなる。したがつて、実際に消費者の支払い期との間に乖離があるというところを言つておるわけですね。LPGのほうは、直接納税する納期は揮発油製造業者と同じ納期で取られる。実際には消費者から納付を受けるのはだいたいおくれるということをおつておるす

で、そこはパラレルじゃないかということをおっしゃるわけですか。

○堀委員 そこで、この問題は、その後何としまして社団法人全国エルビーガススタンド協会がこれらの問題について一括的な取り扱いをしたいという時期があったようでありまして、この会議録を読んでも、泉さんが長官のときのようにありますが、どうもまだエルビーガススタンド協会というものがそういうようなことは期待しにくいのではないかと、修正案を一本三段階税制にしました。

○吉國(二)政府委員 エルビーガススタンド協会というものが業界の実情を把握したりあるいはいろいろなPRを行なったりということを活発にやっていると、この社団法人が漸次整備されつつあるというところは事実だと思えます。

○堀委員 そこで私は、いろいろな国なり地方なりの問題の中には、公共的な国なり地方自治体が行っている制度でありながら、必ずしもバランスのとれていないものがある。一つの例は、地方道路税に関連をいたしまして、軽油引取税につきましては、地方税ではありますが、これらの

引き取りに關して団体の処理をしておる結果、千分の十程度の徴税手数料的なものを地方自治体として支払うことになっておる、このように承知しておるのですが、この点については国税庁はどういうふうに理解をしておりますか。

○吉國(二)政府委員 たしか四十五年度からかと思ひますけれども、地方税関係では軽油引取税に關して一%以内で補助金を交付するというような扱いをしておるようになり承知しております。ただ、地方税の場合は、御承知のように料理飲食等消費税とかそういうものについても同じような扱いをしておる。これはおそろく一つの特別徴収義務者の直接納税方式をとっておるというところからきておる。固定資産税等についても早期納付したものに割戻しをするというのが地方税の一つの特色かとも思ひます。

○堀委員 地方でかなり納税組合その他についても配慮しておることは私も承知しておりますが、要するに、地方で行なっておること、それはもとをたせば、合理的な納税方法によって納税コストが下がる。そういう納税コストの下がる面を、ある程度そういう徴収事務的な手数料的な発想で支払っておる。これは私は地方税でこういう措置をしておる一番大きな問題点だろう、こう思ひますけれども、その点はどうでしょう。

○吉國(二)政府委員 おそらく理論的にはそういう考え方が基礎になるだろうと思ひます。早期納付に対する報奨金にいたしまして、やはりそれによって早期納付が行なわれ、期限内納付が行なわれるということを目ざしておるのだろうと思ひます。

○堀委員 そこで、現在のこのL・Pガスのスタンドの皆さんは、同じような業体で片方にはガソリンスタンドが非常に違う立場で置かれておる。片方は軽油取り引きに關して地方税の部面では千分の十以内程度のいまの徴収事務的な手数料をもちらっておる。ちょうどまん中のようなところにあるL・Pガスだけが何らの措置がされてないとい

うことについては、何とかひとつこの点について改正してもらいたいという強い要求があるわけですね。私もこれまでの揮発油、石油ガス税の審議に参加をし、その当時のいろいろな議論を通じて、L・Pガスのスタンドの皆さんが少なくともその他のそういう軽油を取り扱うもの、あるいはガソリンスタンド等と著しく権衡を失しないような取り扱いを受けることが当然考えられてしかるべきではないか、こう考えるのですが、大蔵大臣、その点についてはいかがでございますか。

○水田国務大臣 いまお話がありましたように、軽油税については消費者が納税者であつて、スタンドは税の徴収者で徴収責任者にある。したがつて、徴収の手数料を受けることができる。同じスタンドでありながら一方では、国税のほうは消費者を納税責任者にはしないで、製造業者、販売業者を納税責任者にするという国税の間接税はそういうふうになっておりますが、これをもし徴収責任だけを負責せしめて、そして手数料を払うというふうなことをすれば、事は済むかもしれませんが、それは国税における間接税については全部一律にそういう制度をとっておりますので、一つ例外をつくつたら、これはもうあらゆる間接税制度に響きますので、これはできない。ということになります。

○堀委員 大蔵大臣のいまの答弁、ちょっと穴があるように思ひます。いまあなたはいま国税の消費税で例外を一つつくるとおっしゃるけれども、このようにいうふうにおっしゃったのです。

○堀委員 大蔵大臣、いま一つ例外をつくつたらたいへんなことになるとおっしゃったのですが、一つ例外があるのです。要するに間接税の中では、飛行機については旅客が納税義務者なんです。航空会社は特別徴収義務者になっておるわけですね。例外は一つです。これはいまガソリンスタンドをすく特別納税義務者にしろということをやつてもいいのです。まあだんだんと広がってくることは、いまの国の消費税の問題というのは、本来の納税義務者であるべき者が納税義務者にならないうで、それを販売したりいろいろする者が納税義務者になっておるほうが多いですね。だからそこで、要するに地方税の場合は料理飲食税にしたところで、特別徴収義務者にしておる。ほとんどが特別徴収義務者にしてあるけれども、それはもとの考え方の取り扱ひ上の問題であつて、現実に本来の考え方から言へば、国の消費税だって消費者が払うのが、これが消費税というものの本来の姿なんです。あなたがいま考へておる例の付加価値税その他を通じてみても、それは最終的には消費者が払うということになるわけであつて、だからあなたがいまこういう問題にこだわつて、いまの消費税というものはそういうものでないということになるのなら、私はいまの付加価値税の問題などというものは、これはちょっといまの発想とはかなり違った関係にはないかという気がするわけですね。

○堀委員 大蔵大臣、いま一つ例外をつくつたらたいへんなことになるとおっしゃったのですが、一つ例外があるのです。要するに間接税の中では、飛行機については旅客が納税義務者なんです。航空会社は特別徴収義務者になっておるわけですね。例外は一つです。これはいまガソリンスタンドをすく特別納税義務者にしろということをやつてもいいのです。まあだんだんと広がってくることは、いまの国の消費税の問題というのは、本来の納税義務者であるべき者が納税義務者にならないうで、それを販売したりいろいろする者が納税義務者になっておるほうが多いですね。だからそこで、要するに地方税の場合は料理飲食税にしたところで、特別徴収義務者にしておる。ほとんどが特別徴収義務者にしてあるけれども、それはもとの考え方の取り扱ひ上の問題であつて、現実に本来の考え方から言へば、国の消費税だって消費者が払うのが、これが消費税というものの本来の姿なんです。あなたがいま考へておる例の付加価値税その他を通じてみても、それは最終的には消費者が払うということになるわけであつて、だからあなたがいまこういう問題にこだわつて、いまの消費税というものは、これはちょっといまの発想とはかなり違った関係にはないかという気がするわけですね。

○堀委員 大蔵大臣のいまの答弁、ちょっと穴があるように思ひます。いまあなたはいま国税の消費税で例外を一つつくるとおっしゃるけれども、このようにいうふうにおっしゃったのです。

○堀委員 大蔵大臣、いま一つ例外をつくつたらたいへんなことになるとおっしゃったのですが、一つ例外があるのです。要するに間接税の中では、飛行機については旅客が納税義務者なんです。航空会社は特別徴収義務者になっておるわけですね。例外は一つです。これはいまガソリンスタンドをすく特別納税義務者にしろということをやつてもいいのです。まあだんだんと広がってくることは、いまの国の消費税の問題というのは、本来の納税義務者であるべき者が納税義務者にならないうで、それを販売したりいろいろする者が納税義務者になっておるほうが多いですね。だからそこで、要するに地方税の場合は料理飲食税にしたところで、特別徴収義務者にしておる。ほとんどが特別徴収義務者にしてあるけれども、それはもとの考え方の取り扱ひ上の問題であつて、現実に本来の考え方から言へば、国の消費税だって消費者が払うのが、これが消費税というものの本来の姿なんです。あなたがいま考へておる例の付加価値税その他を通じてみても、それは最終的には消費者が払うということになるわけであつて、だからあなたがいまこういう問題にこだわつて、いまの消費税というものは、これはちょっといまの発想とはかなり違った関係にはないかという気がするわけですね。

○堀委員 大蔵大臣のいまの答弁、ちょっと穴があるように思ひます。いまあなたはいま国税の消費税で例外を一つつくるとおっしゃるけれども、このようにいうふうにおっしゃったのです。

というのが国税のバターンになっておる。地方税は消費者が払うのだというたてまえで、軽油引取税にしてもそうだし、料理飲食税にしてもそうだし、みなそこが払うので、それを納税義務者にして、特別徴収義務者というものを置いておる。だからそのことは、特別徴収義務者であるからそういうことがあっていいんだ。納税義務者だったならそれは別だという話には私はならないと思うのですけれども、大臣、その点はそういうことで一回御答弁をいただいておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 それはそうだと思います。

○堀委員 そこで、結論を少し申し上げますと、確かにいま国税の場合には納税組合というものが各地域に設けられておって、これに対して確か名目はどうかわかりませんが、やや報奨金的なものというか、事務取り扱い費というものが支払われておりますね。これは一体一年間にどのくらい支払われておりますか。

○吉國(二)政府委員 大体六千八百万円程度になっております。

○堀委員 いまの六千八百万円の納税組合に対する費用では、ちょっと私はいま社団法人LPガススタンド協会が期待をしておられる費用等を考えますと、これを全部持つていっても足りないようなことになるという気がいたします。LPガススタンド協会では、少なくともいまの欠減除やあるいは軽油引取税との関連から見て、できれば千分の十五程度の徴収義務的なものを協会が一括して納税をするから配慮をしてもらいたいというものがLPガススタンド協会としての考え方のようでありまして、私はこの千分の十五がいいのか、千分の十がいいのか、そこらの問題はさておき、少なくとも今後の検討課題として、私は社団法人LPガススタンド協会が全国のLPガススタンドの納めるべき納税を代行して一括納税されるということとは、私は前段で触れた税の徴収の効率を高め、要するに徴税コストを引き下げる非常に大きな合理的な方法、手段だと思ひます。まず、この社団法人LPガススタンド協会が、全国でそのスタ

ンドが納税するものを一括して納期にきちんと納税するということについては、大蔵大臣、たいへん私はけっこうなことだと思ひますが、いかがでございましょう。その納税のほうだけ……。

○水田国務大臣 これはやはり技術的な問題に關係しますので、そういう形の協会が一括して払うという形がいいのかどうか、他のいろいろなものとの関連がございしますので、それでこちから答弁をさせます。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、納税貯蓄組合が一括納税をいたしますというものが昔あったわけですが、これは納税貯蓄組合が共同で納税貯蓄をいたしまして、税務署が各納税義務者について具体的数字を与えて、その一人一人の名義において事実上代行したわけですが、ですから、一括納付というところで納税義務が消滅するということにはならない。やはり一つ一つのスタンドの名においてスタンドが納めて、それをたゞ事実上代行しているというところでなければ、納税義務の消滅ということにはならないと思ひます。

○堀委員 技術的にはそういうことでいいのですよ。法律で定めておるものを、その納税義務者を社団法人LPガススタンド協会にしろなんて私はひとつも言っていない。要するに個々の人が納めるものを、社団法人LPガススタンド協会が全部集めて一括して納めるといふことなら、税金をもらうほうからしたら、これほど私はけっこうなことではないと思ひます。だから私は、いまでも納税義務者をかえろとかなんとか一言も言っていない。社団法人LPガススタンド協会がLPガスのスタンドの納めるべき税金を一括して納めるといふことは、国にとつてはたいへん都合ではないか、こう常識論で聞いているわけですが、大臣、どうでしょう。

○水田国務大臣 国にとつては都合の悪いことではないように思ひますけれども、もしそうだとしたら、そういう形をとるのなら、まとめて納めてもらうほうが税が減るとかなんとかのメリットがあるのならともかく、そうでなくて、納税義務者が依然として各スタンドであつて、その納むべき額を全部まとめて協会が扱って納めるといふこと

の、今度はメリットの問題で、金融についての措置がとられるからいいというのかどういうのか、そこらがちょっと私は技術的にわからないと思ひておるのでございします。

○堀委員 技術論は私は大臣、聞いてないのですよ。何か私があつたら言ひ出すだろうと思ひて、おそれるおそれるでかまえておるものだから、どうも答弁が何だかぎくしゃくしているのですよ。もつと大臣、すなおに——私、すなおに聞いているわけだ。またあとのことはあとで聞きますから、そのとき答へればいいわけだ。だからもつとすなおに、いまLPガススタンド協会が代行して納めるといふのに、それを何だかんだという必要はない。国から見ればこれはどけつこうなことはない。これは当然のことじゃないですか。大臣、ちよつともう一べんそこだけ答弁してください。たいへんけっこうなことですが、これでいいのじゃないですかね。

○水田国務大臣 だから私がいま言っている通り、どこにメリットがあるのか。国から見たら、各人が納めてくれないと協会が一括納めても、納める額が同じ、同じ時期に納めてくれるというものでしたら、結局同じことになるというふうに思ひますので、その協会に納めてもらう利得はどうかあるかといふことによつて、そのほうがいいとか悪いとかといふ判断がつくだろうと私は思ひます。

○堀委員 いまの大臣の言ひ方を聞いてみると、では納税組合というものは、何も納税組合があつたからといって納税組合が納税義務者になるわけじゃないで、納税者が団体をつくつて納税組合になった。そこで納税貯蓄をして納期にきちつと払うといふことで意味があるので、同じことじゃないですか、私がいま言っていること。それでは大臣は、納税組合もメリットはない、そんなものは要らないんで、各人がばらばらに払えばいいという考えですか、大蔵大臣。

○水田国務大臣 納税組合があれば、各自がばらばらに払うよりも、各自がその組合に加入して支

払うほうが払いいいというメリットがございします。納税組合は非常にいい、納税のためにはいい組合であるといふことがいえると思ひます。

○堀委員 どうもいまの大臣の答弁、ちよつと首尾一貫してないのですよ。

要するに、前段に、一年に六千八百万円という国民の費用を充てて納税組合に出しているということは、納税組合が一括して納めてくれることが、個々に納めることによつておくれるものもあるしいろいろあるものが、納期のときにきちつと入るといふことに国としてのメリットがあるものでしょう。だから六千八百万円払っているのじゃないですか。ほかの理由ですか。国税庁の長官答えてください。

○吉國(二)政府委員 いま納税組合とおっしゃっておりますが、これは正式には納税貯蓄組合でございします。そして納税資金を組合をつくつて貯蓄をするのを奨励しているわけで、一括納付は、その手続として、一緒に納税貯蓄をしているから払出すときに共有財産を払い出すというふうにかつこうで認められていふというふうな考えでいたしたいと思ひます。つまり、所得税とか法人税のように、一体幾ら課税標準がきまり幾ら税金がかかるかわからないものについて、あらかじめ納税貯蓄をさせるというところにこの納税貯蓄組合の意義があるわけでございますが、いまのLPガススタンド協会の場合は、まさに大臣がおっしゃつたように、毎月徴収すれば必ず課税標準がきまつてしまひ、毎月徴収がきまつてしまひ、そうすると納税貯蓄組合の前半である貯蓄のほうはあまり意味がない、それを各人が納めれば同じではないかという大臣の御疑問は、私もやはり同じように持つておるわけなんです。

○堀委員 そうすると、納税貯蓄組合に出しているのは貯蓄奨励金ですね。ちよつとこれは、国税庁が貯蓄奨励金を出すのはおかしいですよ。やはり貯蓄をすることによつて納税を簡易ならしめるということではないのですか。これは、そんなことをあなた言うのだったら、重大問題ですよ。

○吉國(二)政府委員 もちろん納税貯蓄をしっぱなしではだめなんでしょう。納税貯蓄を通じて納税を完遂する、それに対する事務費を補助するというのがたてまえなんです。

○堀委員 要するに納税に対する手続のための事務費でしょう。貯蓄に対する手続の事務費じゃないのでしょう。そこをはっきり答えてください。そんなあいまいな答弁じゃ困る。

ら、それは全国で、ばらばらになって、たまには延納になったりいろいろする、したがって手続が複雑になったり、いろいろ問題があったりすることと比べれば、私はそのほうがやはり、ばらばらに納めておるよりはいいと思うのですが、大臣どうですか、やはりばらばらに納めるほうがいいですか。

○水田国務大臣　これはばらばらでなくてまと

○吉國(二)政府委員 この納税の手続というの
は、納税貯蓄を奨励することによって、納税資金
を円滑に集め、それによって納税の完遂をはかる

まって納めるほうがぐあいいと思います。
○掘委員　ずいぶん時間がかかるね、十分からこのことを……。

○堀委員　貯蓄のほうよりも納税のほうに比重がかかっているのでしょうか。納税よりも貯蓄のほうに比重がかかっているのですか。

に納めてもらった場合に、今後それに対してどうするかということは、いまの六千八百万円の納税貯蓄組合の費用をもって充てるということでは、

○吉國(二)政府委員 おそらく、所得税等におきましては、納税資金というものがあらかじめ用意されるということが必要でございます。それがあつて初めて納税完済ができるという意味で、それが一体となつて目的とされていると私は思います。

これはとてもなかなかむずかしい問題ですから、そこところはひとつ今後の検討課題として、いまの大臣が前段でおっしゃった、LPGスタンドというものが、片や軽油に関するスタンドあるいはガソリンに関するスタンドと著しく権衡を失しておるので、これは何らかし検討して配慮をして

○堀委員 一体となっているのはいいです。よさっきの話を聞いていたら、貯蓄奨励のためにやっているような話になっているから……。ですから、一体となっているのは、納税がスムーズに行なわれるために設けられておる制度には相違ないのだから、そのスムーズに納税を行なうた

てしかるべきではないか、こう私は思います。検討の申身は、まだ来年の税制の中できめていたのだなくことだし、与党なり皆さんと十分御相談をしてまた今後やっていきたいと思いますから、申身はけっこうですが、方向としては、この際、ひとつつたやうで、まづわが土国法人として「グスタフ」を

めに貯蓄をしておきなさいということで、貯蓄が先で納税があとじゃないですよ。納税をするための手段として貯蓄をしておきなさいということなんだから、一体だけれども順序からいけば納税が先で貯蓄はあとなんです。その納税を合理的に行なうという点においては、私はいまの問題は、

会の皆さんが一括納税をして納税に協力しよう、
こう言ってもらっておる際でもあるし、その際、
そういう納税に対して協力をしていたくなら
ば、前段の貸倒引当金の準備金等の問題も、それ
は検討の課題として中に入れていただくと同時

LPGのスタンドが全体として一体となつてもし
納めるとするならば、個々のLPGスタンドがや
るよりもこれは効率としてはマイナスというのは
ちつともなくて、全国のお金が一本に、たとえ
東京の国税局なら、どこかへぽんといふという

に、少し私は、LPGスタンダード協会が、ガソリンスタンダードあるいは軽油引き取りの関係者に権衡を著しく失しないような配慮を、ひとつこの際検討課題として考えてもらいたい、こう思うわけですが、大蔵大臣いかがでございましょうか。

○水田国務大臣　御提言の趣旨は十分わかりましたので、検討いたします。

○堀委員　もう一つ、せっかくそういうふうな検討していただく過程の中では、ひとつ現在、実際に最終的に貸し倒れになったものについては、税法十五条三項でしか何かで、税務署長に対して業者が申し出て手続きをすれば還付が受けられれば、こういう制度がありますね、これらも全国あ

ちこちでばらばらになりたいへんあるんだろうと思うのですが、これもひとつ社団法人LPGスタンドの協会で代行して処理をさせてもらいたい。これも

リンスタンドとしてはたいへん助かる問題にならうかと思うので、あわせてこの点もひとつ検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○水田国務大臣 先ほど申しましたように、基本問題は一応検討したい、こう思っております。

○堀委員 その問題はやりたいという御答弁でありますから、ぜひひとつ実行に移していただきたいと思います。

以上で、LPGに関する質問を終わります。

恒例によりまして、架空名義預金の問題を本年も取り上げることになります。

実は、私がこの架空名義預金を取り上げてこゝで論議をさせていただいてから、昭和四十二年からでありますから、二年、三年、四年、五年、六年、七年と、ことしで実に六年目になるわけであ

ります。その六年目になった経緯について、査察
告発事件の総預金の状態について、ひとつ国税庁
長官から御報告をいただきたいと思ひます。
○吉國(二)政府委員 例年恒例の数字がきまつて
おりますので、それを読み上げて御説明いたした
と思ひます。

本年原告発をいたしました査察件数百二十八件について調べました結果でございますが、これが前年の預金を一〇〇といたしまして、その納税者が公表預金として保有しておりましたものが、預金額に對しまして三二・六％であります。これは

昨年の数字は二七・三％でございました。それから六七・四％に相当いたします別口の預金、この

中で、実名になっておりますのが一〇・九%、これは昨年は四・〇%でございました。それから無記名預金の形態をとっておりますものが二三・六%、これは昨年は二三・二%でございました。残りの三二・九%、つまり総体預金一〇〇%のうちの三二・九%が架空名義になっております。これ

は昨年の数字は四五・五％という数字になっております。

なお、この別口預金の中で申しますと、そのい

た。その意味では、前年に対して六五〇というところになっております。それから、地方銀行は百十一店舗でございます。これが前年百二十二でございませう。それから相互銀行が百四十二店舗、これが昨年は百三十六店舗でございます。信用金庫が百十二店舗、これが昨年は九十九店舗、その他が百三十四店舗、昨年は百七十六店舗、こういうことになっております。

○堀委員 都市銀行はいま前年比六五〇という話であります。昨年は非常に多かったのです。三百九十というのは昨年は非常に多かったのです。その前年は二百二十四であります。それから、そこらいうと、まあまあ横ばいということですね。

そこで、昨年から初めて二百五十何店舗というものの中身はどうかということ、昨年一回御報告をいただきました。ことしは四十六年度の分について、これはまあ銀行の關係上、符号でもって御発表いただいております。本年はどういう形になっているかをちょっと伺いたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 かりにABCで申し上げますと、一番多いA銀行と申しますのは、昨年四十八店舗でございますが、ことしが五十五店舗、Bが五十一店舗だったのが三十四店舗、Cが六十一店舗だったのが三十二店舗、Dが二十六店舗だったのが二十五、Eが二十八店舗が二十、Fが三十九店舗が十九、Gが三十六店舗が十四、Hが二十四店舗が十四、Iが九店舗が十一、Jが二十五店舗が十、Kが二十店舗が九店舗、Lが十四店舗が七店舗、Mが八店舗が四店舗、Nが一店舗が三店舗ということ、一番多い銀行を除きますと、それそれかなり減つてはおります。

○堀委員 大蔵大臣、いまお聞きになったように、これは六年がかりで、確かにことしは少し、ことしというか、実体は昨年のことでありまして、うが、ことし御報告をいただきました内容は改善のあとが見えてまいっております。私もこれはたいへんけっこうなことだと思ひます。銀行局でもいろいろ指導を強化しておられる成果が

あがつてきたのだ、こう思ひますが、ただ一つ、いまの銀行別の問題を見てみますと、たいへん残念なことに、こういう姿になっております。いまお話しになったのは、A、B、Cというのはことしの一番多いところからランクして順繰りにA、B、Cという名前では出していただいたわけですね。ところが昨年は、Aというのは何番目であつたかといふと、昨年の三番目が今度は一番になった。それから昨年の二番目はことしは二番目なんです。それから昨年の一番目がことしは三番目になりました。一、二、三というのは順序は少し変わりましたが、上位三は去年もことしは上位三なんです。その次に、去年の七番目に、こうなりますと、その次の一サークル、四、五、六、七というものが去年と同じように四、五、六、七の中に入つておる。要するに、去年の一番から七番までというのは、一番から三番まではこういう並びに入り、四、五、六、七も順序は多少変わったけれども、やはりこういう並びに入つて、七番目までというのは上からずっと同じように、減つてはきておるけれども多いですね。それ以下のところは順序がいろいろと入れかわつておりますし、件数としても少ない。こういうのが実態なんです。

これを見ておきますと、やはりどうも架空名義預金の多いところというものは、やはり銀行局の指導の姿がいまひとつ十分だといふことではないのだから。特に、いまお話を聞いておられますと、下のほうはKが九、Lが七、Mが四、Nが三というふうな十を割つておるわけですね。上位のほうは一番が去年が四十八店舗、ことしが五十店舗などというものは、どうも下位のまじめな銀行に比べると著しくこれは相違があり過ぎる、こういうふうな感じがしてなりません。ここらにはこれまで来年も恒例によつてやらしてもらひますから、だんだんとこの姿がはつきりしてくるだらうと思ひますが、私もこの銀行がわかりませんが、

やはり大蔵大臣、これは同じ都市銀行なら都市銀行の中で、このように架空名義預金がたくさん出てくるようなところあまり出ないところがあるというのは、やはり考えてもらふ必要があるのじゃないか。特に、架空名義預金については、いま御報告がありましたので見ましても、一件当たり大体百万円近いことになってます。毎年申し上げますけれども、いま銀行が百万円からの預金のある個人の名前の人をほうっておくわけはないのでして、必ず銀行員が、またひとつ貯金をお願いしますといふて行つてみると、その当該場所に名前が書かれておつたものがないといふことで、これが架空名義預金だといふのはすぐわかつておるわけですね。私は、銀行が知らなかったといふことはほとんどあり得ないと思ひます。五万や十万の預金ならともかく、平均が百万円単位になって、ことしはこれが百二十八件ですか、この百二十八件でいまの架空名義の件数を割つたら平均して一件当たり口数でどのくらいになりますか。

○吉國(二)政府委員 一件当たり五十件程度だと思ひます。

○堀委員 いまお答えのように、これは一人の平均ですから、多いのも少ないものもあるかもしれせんが、かりに平均すれば一人が百万円として五十口として五千万円なんです。それはおそろく五千万円も一つの銀行に入れていないでしよう。あるいは分散しておるかもしれせん。しかし、それにしてはかなりの預金をしておるわけですから、私は架空名義預金は銀行が知らなかったといふことはほとんどあり得ないのじゃないかといふ気持ちがいましておる。ですから、どうかひとつ、やはりこういうことは望ましくないことだといふことについては大蔵大臣も私と全く同感だろふと思ひます。要するに、架空名義預金というものは、脱税に、よつて出たものがそこへ裏預金といふか、こつてで秘匿されておる。これが歩積み、而建ての原資に使われるといふこともあるだらうと思ひます。

データをとりしていただくようになってからは、どの銀行が行儀がいいのか悪いのかといふことがわかるようになってきたわけでありませう。どうかひとつ十分きびしく監督をしていただいて、もし三年にわたつて上位三行というものが変わらなければ、上位三行については、ひとつ来年度は公表をするといふ含みをもつて監督の強化をしてもらいたいと思ひますが、大臣どうでしょうか。

○水田國務大臣 たしか四十二年のときだったと思ひますが、各銀行の店頭に掲示をさせるというふうなことからこの取り締まりをやりました。いまでも各銀行に対して十分この警告をいたしておられます。特に国税庁の査察事業に關連して把握されたものは、全部銀行局、財務局に連絡して、通知をしてもらつて、そしてまた銀行局独自の銀行検査の場合にも極力把握につとめて、そうしてその多い銀行に対しては特別に警告を発して取り締まるというふうなことを現在相当やつておりますが、なかなか改善されないことは遺憾でございます。

そこで、その結果を見ますと、上位何行が変わらないといふようなことでございましたが、私の開いておるところによりますと、大体同じようなクラスの金融機関というものは多かれ少なかれ、どこが多いのではなくて、同じような程度に存在しているのではない。国税庁のたまたまこの査察事業に關連した件数だけが正確ではなくて、大体このクラスの銀行においては同じ程度の事例が行なわれているのではないかといふような気がいたしますので、いま言った順序が上がつたとかいふようなことについてはむしろ厳重な監督をいたしますが、全体としてこの絶滅を期すことがやはり必要だと思ひます。したがらして、今後さらに關係部内で緊密な連絡をとつて、この問題にはもう少し積極的なことをやりたいと思ひます。

○堀委員 私も国税庁の査察案件に出たこのデータだけが全部正確だとは、正確というかまだ隠れたものもあるから、必ずしもこのデータで、一〇

〇%これでやりなさいという意味ではありません。ありませんが、何年かやっておれば、やはりこれは一つの傾向といえますが、毎年いつも同じものが上位三番に出てくるものならば、これはやはり問題があるだろうと思うのです。もうすでに二年続いて、いま私が指摘したように昨年の三番目がことしは一番目、昨年の二番はことしも同じ二番目、昨年の一番目がことしは三番目などというようなことは、どう考えても私としてはちょっと異様に感じられるのです。昨年も下のほうはやはり八件とか九件とか一件とか少ないところがあった、その少ないところはことしも、その九件はことしはふえて十一件になっているけれども、そんなにふえていない。昨年八件のところは四件、昨年一件のところは三件だ。やはり低いところはそれなりに低いのが出ておりますから、ことしどうこうとは言いません。これもやはりいまのような確率の問題がありますから言いませんが、三年間続けて上位三行というのがまた上位三行になったということになれば、これは偶然の一致じゃないと私は見ていいと思うのです。ですから私は、その上位三行がどこも知れないし、何もそこにくらうというのではないけれども、姿勢を少しきびしくしていただくといういまの御答弁で私はけっこうなんです、その方法、手段としては、かりに来年もまた三行が同じように三行になったら、この三行だけは仮空名義預金について適切でない銀行だということを当委員会報告してもらいたい。そのくらいのことをご案内が、そうしたら報告しますと云ってあれば、この三行だけは大いに緊張して努力しますよ。そうすれば報告しないで済むようになるんだ。だから大蔵大臣、ひとつこの際、われわれが六年もかかってやっておるわけですから、私はいつも申し上げておるように、正しくないものを直すためには、私が国会議員である間じゅうやる、こう言っておるわけですから、まだまだこれが何年続くかわからぬわけです。だから、少なくともそういうことで、三行の名前をいま出せという気持ちにはないのです。また来年三行が上位三行になったらその三行の名前は公表します、上位三行からはずれば公表する必要はありませんから、そこらを含めて銀行局長はその点についてどう考えるか。先に銀行局長答えてください。

〇近藤政府委員 先ほど大臣からお話のございましたように、規模の大小等によって、比較的同じような程度の仮空名義預金があるというようなことはあるかと存じます。ただ、ただいまお示しの、常に上位に位置するという銀行があれば、それについて特別の監視をするということは当然のことでありまして、実は一昨年でございましたが、御質問の際にもお答え申し上げましたように、国税庁から御連絡を受けまして、それによって、その事業を私も独自の立場で分析いたしました、その場合に預金者側により多く非があるか、あるいは銀行側により多く非があるか、個々のケースによってかなり程度が違っております。銀行側に非常に非が多くなるというふうに認められましたケースにつきましては厳重に注意をいたしました。その結果に基づいて現実に、たとえば役員報酬のカットであるとか、あるいは配置がえ、誹責処分というようなことが行なわれている事例もございまして。そういうことによりましてできるだけ改善につとめてまいりたいというふうに考えております。

〇堀委員 それはいいのです。相手が金融機関だからということで名譽を尊重することはいいいのですが、名譽を尊重するに足る実態がなければ困ります。金融機関という社会的な公共性のあるものが、要するに脱税その他に間接的に手を貸しておるような関係が、私も国会でこれだけ声を大にして毎年毎年やっておるにもかかわらず起こっておるということは、私は遺憾なことだと思っております。だからそれについて、いま上にある三行が来年もまた三行になったときは、いま私が提案しておるように、委員会でもその名前を出しまして、ということとは、改善をすれば何も出ることはないのですから、努力が実れば出ないで済むんだから、私はちっともかまわぬと思うのですが、大臣、どうですか。私の提案をひとつ考えてもらいたいということですか。

〇水田国務大臣 何らかの措置は考えましょう。〇堀委員 何らかの措置と言われるのですが、私の提案を含めて考えてもらいたい、こういうことを言っているのですよ。

〇水田国務大臣 すぐに名前を発表するとかなんとかいう措置が妥当であるかどうか。しかしいざにしましてもその改善がなかった銀行は十分に監督され、非難されるようないろいろな措置というものは十分考えられると思いますので、何らかの措置は考えるつもりでございます。

〇堀委員 よくわかるのですよ、何らかの措置——私も何らかの措置で済むならいいと思うのですが、これはいつまでやっても変わらないのですよ。六年たってもこういう状態でですね、徐々に改善されておることは認めますが、だから私が言っておるのは、来年一番になったところは公表しろというなら問題があります。しかし二年間三位の中に入っておるものでも努力をしたら公表されないで済むのですよ。努力をしない結果、依然としてこれかやっていたらひっかかるというなら、また三位の中に入ったものについても公表するといったってちっともかまわぬじゃないですか。どうですか。この銀行を公表するということではないのだから。

〇吉國(二)政府委員 御承知のように査察の場合、三年過去にさかのぼっておりますし、さらに事実上その前を調べまして五年まで調べております。その間にすでに他に移したり、あるいは解約したりしたものも、課税の損益計算のために全部洗い上げるわけでございます。したがっていま極端な場合、その三行も、去年でいえば五年前、いまからいけば六年前までの実績でやられておるわけですね。ですから努力を続けているべきだと思えますが、来年三年目だということでは、まだちょっと早いかなという感じがいたします。〇堀委員 わかりました。いまの件、なるほど査察は四十六年度だけれども、確かに前五年ありますから、そこらは来年からちょっと整理してくれませんか。要するに結果的にこの一年、要するに実際にその事業が起きた年にどうなっているかという問題をあわせて出してもらえば、前の問題はしょうがないですよ。これから先の問題だけで私は議論したいわけだから、そのときに来年出てくるものに三年前のものも入ってきたというのでは、これはちょっと私がいま言っておる趣旨に必ずしも合いませんから、そういう意味で最近年度ではどうなっているかという資料を含めて出していただければ、それが改善されていくかどうかは単年度で見ればわかるわけです。少なくともそうなると思うので、それを含めて検討していただいて、いまの提案は、その点ではちよつと無理がありますから、きびしくこういう問題のなくなるように最善の努力を尽くしてもらいたいと思いますが、大臣、いかがですか。

〇水田国務大臣 そのとおりいたします。〇堀委員 それじゃ質問を終わります。〇齋藤委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。次回は、明十八日木曜日、午前十時三十分理事會、十一時委員會を開会することとしたし、本日は、これにて散会いたします。午後五時二十八分散会

昭和四十七年五月二十五日印刷

昭和四十七年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

J